第３次
大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン

（令和元年度事業進捗状況調査報告書）

令和２年１２月

宮城県大崎市

は　じ　め　に

大崎市は,「すべての人が，その性別にかかわりなく一人の人間として大切にされ，一人ひとりが個性豊かに生きることができる大崎市」を築くため，平成 20 年４月に大崎市男女共同参画推進基本条例（以下,「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき，男女共同参画の推進に関し，総合的かつ計画的な施策の展開を図るため，平成３１年３月に第３次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下,「基本計画」という。）を策定し「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現を目指すこととしております。

また，基本計画の実現に向けて，市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるため，平成３１年３月に第３次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン（以下,「アクションプラン」という。）を策定しました。

アクションプランは，基本計画で定めた７９の取組事業について，目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため，実施状況の調査を毎年度行います。そのうち主要事業と位置づけた３１事業（実数２７事業）については，取り組みの達成度を測るための成果指標や，施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

アクションプランでは，取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに，庁内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行い，その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに，次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

目　　次

第３次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系 …… １
取組事業の事業概要 …… ４

１　アクションプランの基本的事項
（１）　アクションプランの趣旨 …… ９
（２）　アクションプランの期間 …… ９
（３）　検証・評価・推進体制 …… ９

２　男女共同参画プロジェクトの基本的事項
（１）　プロジェクトの趣旨 ……１１
（２）　プロジェクトの期間 ……１１
（３）　プロジェクトの実施体制 ……１１
（４）　検証・評価・推進体制 ……１１
（５）　実施状況 ……１２

３　アクションプランの進捗状況調査結果
（１）　事業推進課別集計表 ……１３
（２）　施策の方向別集計表 ……１４
（３）　数値目標達成状況一覧 ……１７
（４）　取組事業の実施状況 ……２０
（５）　アクションプラン個票
１．市民及び事業者の理解を深めるための施策 ……２６
２．学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 ……３６
３．性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策 ……４６
４．生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策…５６
５．就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 ……６４
６．家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策…７２
７．男女共同参画の推進に関する調査及び研究 ……７８

４　大崎市男女共同参画推進審議会の意見
・令和元年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の
事業評価について（答申） ……８０

第３次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系

一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会

基本的施策	施策の方向	取組事業（次頁）
（1） 市民及び事業者の理解を深めるための施策	1　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する 2　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う 3　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	3は女性活躍推進計画
（2） 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	1　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する 2　学外関係者と連携した学習機会を提供する 3　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	
（3） 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	1　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る 2　DV被害者等の自立に向けた支援を行う 3　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る 4　DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る	DV防止計画
（4） 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	1　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る 2　女性のライフステージに応じた健康を支援する 3　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する	
（5） 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	1　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う 2　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う 3　創業支援・新産業の創造支援を行う 4　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	女性活躍推進計画
（6） 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	1　保育サービスや子育て支援の充実を図る 2　子育てに関する相談体制の充実を図る 3　子育て支援団体への支援を行う 4　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る	女性活躍推進計画
（7） 男女共同参画の推進に関する調査及び研究	1　男女共同参画に関する現状を把握する 2　男女共同参画推進基本計画の推進を図る	

基本的施策	施策の方向		
	(1)～(79)	取組事業　※複数の施策への重複あり	事業推進課

基本的施策1　市民及び事業者の理解を深めるための施策

1	男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	
(1)	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発　【主要事業】	男女共同参画推進室
(2)	若い世代や男性に向けた啓発	男女共同参画推進室
2	女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	
(3)	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施　【主要事業】	男女共同参画推進室
(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施　((19)再掲)	中央公民館･基幹公民館
(5)	女性団体との連携事業の実施	男女共同参画推進室
(6)	市消防団への女性団員加入促進と育成　【主要事業】	防災安全課
3	政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	
(7)	審議会等委員への女性登用の促進　【主要事業】	男女共同参画推進室
(8)	女性人材リスト事業の実施	男女共同参画推進室
(9)	一日女性農業委員会の開催	農業委員会
(10)	女性職員のキャリア形成の促進　【主要事業】((58)再掲)	人財育成課

基本的施策2　学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

1	児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	
(11)	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実　【主要事業】	学校教育課
(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	学校教育課
(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	学校教育課
2	学外関係者と連携した学習機会を提供する	
(14)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施　【主要事業】((36再掲)	男女共同参画推進室
(15)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供　【主要事業】((41)再掲)	男女共同参画推進室
(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育　((46)再掲)	健康推進課
(17)	学校保健委員会への参加　((47)再掲)	健康推進課
3	社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	
(18)	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施　【主要事業】	中央公民館･基幹公民館
(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施　((4)再掲)	中央公民館･基幹公民館
(20)	地域づくりリーダー養成講座の実施　【主要事業】	中央公民館
(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	生涯学習課

基本的施策3　性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

1	人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	
(22)	男女共同参画相談体制の充実　【主要事業】	男女共同参画推進室
(23)	フェミニストカウンセリングの実施	男女共同参画推進室
(24)	婦人保護相談体制の充実　【主要事業】	子育て支援課
(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	市政情報課
(26)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実　【主要事業】((73)再掲)	高齢介護課
(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	男女共同参画推進室
2	DV被害者等の自立に向けた支援を行う	
(28)	DV被害者の安全確保に関する支援　【主要事業】	子育て支援課
(29)	一時避難体制の充実	男女共同参画推進室
(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知　((68)再掲)	子育て支援課
(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	市民課
(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	建築住宅課
3	関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る	
(33)	庁内の各種相談窓口の連携の強化　【主要事業】	男女共同参画推進室
(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	子育て支援課
(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢介護課
4	DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る	
(36)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施　【主要事業】((14)再掲)	男女共同参画推進室
(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	男女共同参画推進室
(38)	多様な性のあり方についての理解促進	男女共同参画推進室
(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	防災安全課

基本的施策４　生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

(40) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施　【主要事業】	男女共同参画推進室
(41) 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供　【主要事業】((15)再掲)	男女共同参画推進室

２　女性のライフステージに応じた健康を支援する

(42) 妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施　【主要事業】	健康推進課
(43) 経済的な困窮者への助産施設入所の支援	子育て支援課
(44) 女性のがん検診受診の啓発　【主要事業】	健康推進課

３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する

(45) 各種健康教育・健康増進教室の実施　【主要事業】	健康推進課
(46) 小中学校の児童生徒・保護者への健康教育　((16)再掲)	健康推進課
(47) 学校保健委員会への参加　((17)再掲)	健康推進課
(48) 健康相談事業の実施	健康推進課

基本的施策５　就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う

(49) 男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	産業商工課
(50) ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及　【主要事業】	産業商工課

２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う

(51) 直売所団体等が行う活動への支援	観光交流課
(52) 農産加工クラブ開放講座への支援　【主要事業】	農林振興課
(53) アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	農林振興課
(54) 女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	農林振興課

３　創業支援・新産業の創造支援を行う

(55) 潜在的労働力をＩＴ人材として育成するための支援	産業商工課
(56) 創業支援機関等と連携した起業支援　【主要事業】	産業商工課

４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

(57) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり　【主要事業】	人財育成課
(58) 女性職員のキャリア形成の促進　【主要事業】((10)再掲)	人財育成課

基本的施策６　家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

１　保育サービスや子育て支援の充実を図る

(59) 多様な保育サービスの提供　【主要事業】	子ども保育課
(60) 一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	子ども保育課
(61) 市立幼稚園での一時預かり事業の実施	学校教育課
(62) 私立幼稚園での一時預かり事業の支援	子ども保育課
(63) 放課後児童クラブの実施　【主要事業】	子育て支援課
(64) ファミリーサポート事業の実施	子育て支援課

２　子育てに関する相談体制の充実を図る

(65) 家庭児童相談支援体制の充実	子育て支援課
(66) 要保護児童対策ネットワークの充実	子育て支援課
(67) 子育て支援センターでの育児相談や情報提供　【主要事業】	子育て支援課
(68) ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知　((30)再掲)	子育て支援課

３　子育て支援団体への支援を行う

(69) 子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	子育て支援課
(70) 学童保育運営団体への支援	子育て支援課

４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る

(71) 介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢介護課
(72) 生活支援サービスの充実	高齢介護課
(73) 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実　【主要事業】((26)再掲)	高齢介護課
(74) 障害福祉サービスや障がい児支援の充実	社会福祉課

基本的施策７　男女共同参画の推進に関する調査及び研究

１　男女共同参画に関する現状を把握する

(75) 男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	男女共同参画推進室
(76) 男女共同参画推進についての研究	男女共同参画推進室

２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る

(77) 第３次男女共同参画推進基本計画の進行管理	男女共同参画推進室
(78) 基本計画の取組事業進捗状況の評価・検証	男女共同参画推進室
(79) 男女共同参画プロジェクトの推進　【主要事業】	男女共同参画推進室

取組事業の事業概要

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策	施策の方向１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する				
	○	(1)	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	①各種メディアによる情報発信 ②学習会やイベント等の開催 ③啓発用品・資料配布による周知	男女共同参画推進室
		(2)	若い世代や男性に向けた啓発	性別による役割分担意識の解消や，長時間労働の抑制などの働き方について，若い世代や男性の立場・視点から理解を深めるよう情報発信や啓発を行う。	男女共同参画推進室
	施策の方向２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う				
	○	(3)	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	①講座の実施 ②講座参加者の活動促進	男女共同参画推進室
		(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(19)再掲）	女性としての知識と教養を高めること，また，参加者同士の交流を図るとともに，心豊かな生きがいのある生活に寄与するため，毎年，テーマをもって各種女性セミナーの充実を図る。	中央公民館・基幹公民館
		(5)	女性団体との連携事業の実施	女性団体に情報提供を行い，団体活動の活発化を支援する。女性団体に向けた各種情報提供のほか，女性団体と連携して市民に対する啓発活動を行う。女性団体と市長との懇談会の場を支援する。	男女共同参画推進室
	○	(6)	市消防団への女性団員加入促進と育成	①女性団員が活躍できる場の提供 ②広報誌，ウェブサイトへの掲載，啓発用品配布による周知	防災安全課
	施策の方向３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する				
	○	(7)	審議会等委員の女性登用促進	市の審議会等委員の選任について，男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど，積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。	男女共同参画推進室
		(8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員や，研修会・講座の講師として活動を希望する女性を各課へ紹介する体制として，女性人材リストを整備する。	男女共同参画推進室
		(9)	一日女性農業委員会の開催	魅力ある農業や地域づくりのため活動されている女性の方々と，将来の農村社会の担い手候補である，農業系の学科のある高等学校の女子生徒を一日女性農業委員に委嘱し，本市農業振興に向けた意見をいただくことを目的に，一日女性農業委員会を開催する。	農業委員会
	○	(10)	女性職員のキャリア形成の促進（(58)再掲）	①キャリア形成支援 ②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用	人財育成課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	施策の方向１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する				
	○	(11)	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」，中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値項目を重視し，人と人との関わり方や，個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し，学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。	学校教育課
		(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	小・中学校の児童や生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
		(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	個々人の得意分野をより発揮できるよう職務上の分掌(ＰＴＡの分担)を割り振っていく。また，チームを組んで互いの良さに気付けるようにしていく。	学校教育課
	施策の方向２　学外関係者と連携した学習機会を提供する				
	○	(14)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(36)再掲）	①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートＤＶ防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進	男女共同参画推進室
	○	(15)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(41)再掲）	関係機関と連携し，小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。 中学生については，デートＤＶ予防学習会（事業番号14）の中で，性・生命の大切さを中心とした内容も取り入れ実施し，小学生については，学習内容，学習機会の提供方法も含め検討していく。	男女共同参画推進室
		(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育（(46)再掲）	学校や教育委員会と連携し，健全な母性・父性の育成を目的に思春期への健康教育を行う。 健康教育を実施し，思春期における体や心の変化や妊娠・出産について理解を深める。	健康推進課
		(17)	学校保健委員会への参加（(47)再掲）	学校保健委員会に対し積極的な参加要請があり，その場面を活用し，健康づくりに関しての啓発を実施する。	健康推進課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	施策の方向３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する				
	○	(18)	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	①松山地域「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター ②鹿島台地域「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 ③田尻地域「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館	中央公民館・基幹公民館
		(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(4)再掲）	（(4)再掲）	中央公民館・基幹公民館
	○	(20)	地域づくりリーダー養成講座の実施	公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫，公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め，持続可能な地域運営に関する手法を学習する。研修内容については各地域の実情を考慮し，研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。	中央公民館
		(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	行政の取り組みや情報，学習資源を出前講座として実施しているが，市民の多様化・高度化するニーズに対応した実施メニューを提供する。	生涯学習課
（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	施策の方向１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る				
	○	(22)	男女共同参画相談体制の充実	①男女共同参画相談室「Withおおさき」を設置し，常設相談室による電話，面接相談を実施する。 ②相談員のスキルアップを図るため，県・関係団体等主催の研修等へ参加し，知識や技術，情報を取得し，相談対応力を向上させる。	男女共同参画推進室
		(23)	フェミニストカウンセリングの実施	相談室において，専門のカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを月2回実施する。	男女共同参画推進室
	○	(24)	婦人保護相談体制の充実	①さまざまな困難事例に対応できるよう，研修に多く参加し，相談員のスキルアップを図る。 ②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら，支援体制を構築する。	子育て支援課
		(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	人権擁護委員連絡協議会の定例相談において，差別や虐待，パワーハラスメントなど，様々な人権問題についての相談を実施する。「人権週間」と定められた週には，有機的，総合的に啓発活動を行う。	市政情報課
	○	(26)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（(73)再掲）	①相談体制の充実 ②地域包括支援センターとの連携強化	高齢介護課
		(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	リーフレット，啓発用品等を作成配布し相談室の周知を図る。相談室のウェブサイトを活用し，相談に関する情報を提供する。	男女共同参画推進室
	施策の方向２　DV被害者等の自立に向けた支援を行う				
	○	(28)	DV被害者の安全確保に関する支援	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設，警察等）と連携し，加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに，被害者の自立に向けたサポートを行う。	子育て支援課
		(29)	一時避難体制の充実	DV等により心身に危害を加えられた女性等が，一時的に避難する意思を有する場合に，NPO等と連携を図りながら，支援する体制及び施設を充実する。	男女共同参画推進室
		(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(68)再掲）	母子父子自立支援員による生活・就業相談等を実施し，ひとり親家庭に必要な情報の提供を図る。	子育て支援課
		(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	DV等被害者の方を保護するため，住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条，第11条の2），住民票の写し等の交付（法第12条，第12条の2，第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（法第20条）について，不当な目的により利用されることを防止する。	市民課
		(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	配偶者からの暴力被害者について，市営住宅入居の際の抽選優遇を行う。	建築住宅課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	施策の方向３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る				
	○	(33)	庁内の各種相談窓口の連携の強化	ＤＶ対策庁内ネットワーク会議を開催し，市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し，常に連携できる体制を備える。（研修会，定例会議）	男女共同参画推進室
		(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	警察署，児童相談所，市関係機関との連絡を密にし，ＤＶ被害者に寄り添い支援を行う。離婚を望んでいる場合は女性センターが，望んでいない場合は市が支援を行う。子供がいる，あるいは借金がある場合は児童相談所，市政情報課と連携を図る。 要保護児童対策地域協議会における実務者会議，個別支援会議等を開催し，また児童相談所，主任児童委員との情報交換を行い，子ども虐待防止対策を行う。	子育て支援課
		(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し，関係機関等との連携を強化する。 高齢者の権利擁護に関する機関や団体と連携し，相談体制の充実を図る。 相談数と対応状況の分析を行い，虐待の現状と今後の方針について検討する。	高齢介護課
	施策の方向４　DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る				
	（○）	(36)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(14)再掲）	（(14)再掲）	男女共同参画推進室
		(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	市民または民生・児童委員等の支援者を対象にDV予防研修会を実施する。	男女共同参画推進室
		(38)	多様な性のあり方についての理解促進	多様な性のあり方について，市民の理解を深め，当事者にとっても暮らしやすい大崎市をめざし，情報発信や普及啓発を行う。	男女共同参画推進室
		(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	警察・教育委員会等からの情報提供を受け，メール配信サービスの登録者宛てに，不審者の情報提供を行い，注意喚起を行う。	防災安全課
（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	施策の方向１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る				
	○	(40)	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	①庁内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）について学習会を開催する。 ②関係機関と連携し，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し，啓発を行う。	男女共同参画推進室
	（○）	(41)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(15)再掲）	（(15)再掲）	男女共同参画推進室
	施策の方向２　女性のライフステージに応じた健康を支援する				
	○	(42)	妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座・プレママ料理教室の実施 ③妊産婦・新生児訪問指導 ④離乳食教室・育児相談事業 ⑤母親の心の健康支援事業	健康推進課
		(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	異常分娩の恐れ，妊娠中の胎児又は母体に異常があるとき，環境的に安全分娩が認められないときに助産制度を利用し安全な分娩を支援する。	子育て支援課
	○	(44)	女性のがん検診受診の啓発	①がん検診推進事業において，特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに，無料クーポン券，検診手帳を配布する。 ②受診者を増やすために，申し込みの呼びかけのチラシを作成し，保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声がけを行う。 ③精密検査に該当した人については，精密検査受診を促し，疾病の早期発見・早期治療につなげる。	健康推進課
	施策の方向３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する				
	○	(45)	各種健康教育・健康増進教室の実施	①健康増進教室 ②地区健康教室 ③健康手帳作成事業	健康推進課
		(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育（(16)再掲）	（(16)再掲）	健康推進課
		(47)	学校保健委員会への参加（(17)再掲）	（(17)再掲）	健康推進課
		(48)	健康相談事業の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ，必要な指導・助言を行い家庭における健康管理ができるよう地区健康相談，生活習慣相談を実施する。	健康推進課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	施策の方向１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う				
		(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	①事業主へのチラシ配布等情報提供 　市内の各事業主に対し，セクハラ防止のチラシを配布し，男女の違いを考慮したきめ細やかな雇用対策を支援する。 ②採用等の格差是正についての周知 　企業訪問時に関係法令などを周知し，採用等の格差是正について働きかけを行う。 ③会議等開催時の周知 　未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会時等において，チラシ等による情報提供を実施する。	産業商工課
	○	(50)	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 ②広報，ウェブサイトによる周知	産業商工課
	施策の方向２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う				
		(51)	直売所団体等が行う活動への支援	イベント開催等での直売所開設場所など支援を行う。	観光交流課
	○	(52)	農産加工クラブ開放講座への支援	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や，農産物を加工することの喜びを感じ，伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。	農林振興課
		(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	米や野菜の一次産品への付加価値を創出する中小規模の農産加工や農産物直売所，農家レストラン等の施設整備を支援し，アグリビジネスの創出と６次産業化をすすめる。	農林振興課
		(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	女性農業者の参加を呼びかけ，女性同士のつながりや意識の向上につなげる。	農林振興課
	施策の方向３　創業支援・新産業の創造支援を行う				
		(55)	潜在的労働力をＩＴ人材として育成するための支援	市民向けＩＴセミナーを開催し，主に育児などの事情で就労意欲があるにもかかわらず就労できない方に対して，テレワーク等の「新しい働き方」を周知啓発し，ＩＴ人材として育成する。また，育成されたＩＴ人材を人手不足に悩む地場産業とマッチングさせる体制を構築する。	産業商工課
	○	(56)	創業支援機関等と連携した起業支援	「おおさきコワーキングスペース alata（アラタ）」を設置。円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら，創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し，起業支援体制を強化する。	産業商工課
	施策の方向４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する				
	○	(57)	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	①時間外勤務の縮減，年次有給休暇の取得推進 ②男性職員の育児休業，特別休暇の取得促進	人財育成課
	（○）	(58)	女性職員のキャリア形成の促進（(10)再掲）	（(10)再掲）	人財育成課
（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	施策の方向１　保育サービスや子育て支援の充実を図る				
	○	(59)	多様な保育サービスの提供	①公立保育所・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設にて，通常保育，障がい児保育，病児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供を実施。 ②延長保育事業の実施	子ども保育課
		(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	待機児童の解消に努め，特別保育事業（一時預かり保育），保育サービス等の充実を行う 。一時預かり事業・緊急・一時的に預かり保育が必要となった児童に対して，保護者に代わって保育する事業を実施する。	子ども保育課
		(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	緊急一時的に預かり保育が必要となった園児に対して，保護者に代わって保育を行う。	学校教育課
		(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	県の確認を受けた私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部門において，教育時間後や長期休業日に保護者に代わり児童を預かる事業の支援を行う。	子ども保育課
	○	(63)	放課後児童クラブの実施	放課後に留守家庭となる児童を対象に，適切な遊びと生活の場を提供し，家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。	子育て支援課
		(64)	ファミリーサポート事業の実施	「子育ての手伝いを依頼する会員」「子育ての手伝いを提供できる会員」が相互援助活動を提供する会員登録制の事業を実施する。	子育て支援課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	施策の方向２　子育てに関する相談体制の充実を図る				
		(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談員による児童の養育に関する問題，悩み等の相談に応じて適切な助言指導を行う。	子育て支援課
		(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会において実務者会議等を開催する。児童相談所，主任児童委員との情報交換を行い児童虐待防止に努める。	子育て支援課
	○	(67)	子育て支援センターでの育児相談や情報提供	①各子育て支援センター（7地域）相談受付 ②子育て親子の交流の場の提供	子育て支援課
		(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(30)再掲）	（(30)再掲）	子育て支援課
	施策の方向３　子育て支援団体への支援を行う				
		(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	①子育てネットワークの支援として，新たなサークル立ち上げの協力や，入会希望者の仲介等行う。ネットワーク会議を開催する。 ②子育てサークルへの支援として，ホームページ上や紙媒体での各サークル紹介の場を提供する。	子育て支援課
		(70)	学童保育運営団体への支援	市内の小学校に在学する「留守家庭児童」等を対象とした放課後児童健全育成事業を実施する。	子育て支援課
	施策の方向４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る				
		(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢者が自ら介護予防活動に参加し，介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指し，介護予防の知識の普及啓発や高齢者の集いなどの取組みを育成，支援する。また，介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活ができるように，日常生活圏域における介護サービス基盤の整備状況を踏まえながら，居宅サービスの充実を図る。	高齢介護課
		(72)	生活支援サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域において，いつまでも安心して生活を継続することができるよう生活支援サービスの充実を図り，高齢者とその家族の日常生活の継続を支援する。	高齢介護課
	（○）	(73)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（(26)再掲）	（(26)再掲）	高齢介護課
		(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	障がい者や障がい児が，日常生活又は社会生活を営むことができるよう，必要な障害福祉サービスに係る給付，地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う。	社会福祉課
（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究	施策の方向１　男女共同参画に関する現状を把握する				
		(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	国・県等の依頼による各種調査を実施し，調査結果等情報取集を図る。	男女共同参画推進室
		(76)	男女共同参画推進についての研究	国・県・他の市町村等の取組状況等を調査しながら情報取集を図り，取り組むべき事業について研究する。	男女共同参画推進室
	施策の方向２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る				
		(77)	第３次男女共同参画推進基本計画の進行管理	市民意識調査等により，市民意識の変化を見極めながら施策展開のための研究を行い，必要に応じて計画の見直し，改正を行う。	男女共同参画推進室
		(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	取組み事業（アクションプラン）の進捗状況を庁内推進委員会で調査・検討し，庁内推進本部にて内容を協議，その後審議会へ諮問し審議することにより，進捗調査による事業管理を行う。	男女共同参画推進室
	○	(79)	男女共同参画プロジェクトの推進	プロジェクト・チームを設置し，関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い，事業を実践する。 【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト】 【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト】	男女共同参画推進室

主　要　事　業
計　27 事業

1　アクションプランの基本的事項

（1）　アクションプランの趣旨

このアクションプランは，平成 31 年 3 月に策定した第３次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下「本計画」という。）に基づき，一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会「男女共同参画社会」の実現に向けて，市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるためのプランです。

本計画で定めた 79 の取組事業は，目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため，実施状況について毎年度調査を行います。そのうち主要事業と位置づけた 31 事業（実数 27 事業）については，計画期間中のアクションプラン個票を作成し，数値目標として取組の達成度を測るための成果指標や，施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

（2）　アクションプランの期間

本計画の期間と同様に，令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間とします。取組事業の具体的な内容やアクションプラン個票で設定した数値目標などについては，本計画の中間年に状況確認を行い，社会情勢や法制度の変更，国・県の動向などに応じて必要な見直しを行います。

（3）　検証・評価・推進体制

取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに，庁内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行います。その過程では，必要に応じて事業推進課とヒアリングや意見交換の機会を設け，目標数値の達成度だけでは測れない事業全体の実施状況や課題の把握に努めます。

なお，取組事業の検証・評価は基本的施策別に総合的に行うほか，主要事業については個別に行い，その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに，次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

アクションプランの検証から公表の流れ

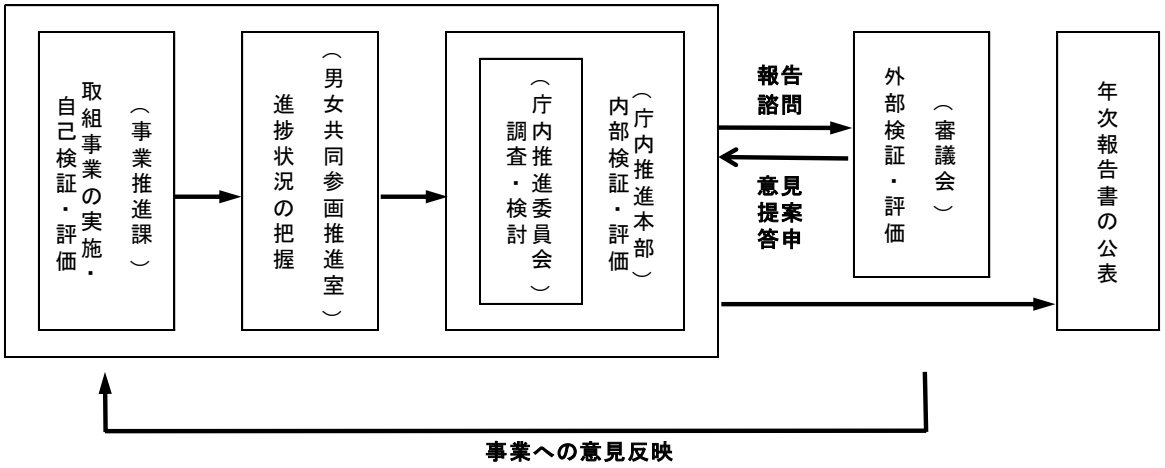

【大崎市男女共同参画推進審議会】（審議会）

市民，各種団体，学識経験者を構成員とする市の附属機関で，男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議する第三者機関です。市長の諮問に応じ，施策の実施状況やアクションプランの進捗状況の確認，検証・評価の妥当性を審議し，今後の施策の推進について答申を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進本部】（庁内推進本部）

市の部長級の職員等で構成している組織で，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため，施策の企画及び推進，総合調整などについて協議します。事業推進課が実施した取組事業等について，庁内推進委員会が行った調査・検討内容をもとに，審議会への諮問事項等について市の最終意思決定を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進委員会】（庁内推進委員会）

市職員のうちから市長が任命する委員で構成する庁内推進本部内の組織で，庁内推進本部の目的を達成するため，必要な事項について調査・検討をします。事業推進課が作成した取組事業の実績と課題，アクションプラン個票の自己検証と評価について，調査を行います。

【事務局】

審議会及び本部会議の庶務は，市民協働推進部まちづくり推進課男女共同参画推進室において所掌し，庁内の関係課や関係機関との調整を行います。

（大崎市男女共同参画推進審議会）

（施策の実施状況の事業評価について答申）

（大崎市男女共同参画庁内推進本部会議）

（大崎市男女共同参画庁内推進委員会）

２　男女共同参画プロジェクトの基本的事項

（１）　プロジェクトの趣旨

男女共同参画プロジェクトは，男女共同参画の視点から２部門以上にわたる新たな行政需要の解決を図るため，課の垣根を越えて横断的な事業を展開するものです。第２次基本計画から実施しており，縦割り組織に捉われない多様な視点と立場から企画運営を行っています。本計画では，２つのプロジェクトを掲げ，男女共同参画社会の実現に取り組みます。

生命（いのち）を守るプロジェクト（継続プロジェクト）

第２次基本計画で行ったプロジェクトを継続し，取組事業として「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心に展開し，市民一人ひとりが暴力のない生命を大切にする社会の実現に取り組みます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

主な関係課・・・学校教育課，各小中学校，健康推進課

宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）

大崎市の多様な才能をもった市民，市内の豊かな地域資源や地域の力を「宝」として位置づけ，男女共同参画の視点でそれらの「宝」をつなぎ，市民一人ひとりがその持てる力を発揮できるような場の提供に努めます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

（２）　プロジェクトの期間

令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間です。

プロジェクトの実践項目は，企画・立案から実践までの期間をおおむね１～２年程度とし，市民ニーズや事業効果を勘案して内容を見直しながら，事業を実施していきます。

（３）　プロジェクトの実施体制

大崎市男女共同参画庁内推進委員に，専門知識を有する職員を加えたプロジェクト・チームを設置して行います。プロジェクトごとに具体的な実践項目の企画・立案を行い，プロジェクト・チームは事業推進課や関係課とともに事業の実践に携わります。

（４）　検証・評価・推進体制

プロジェクトの検証・評価・推進体制は，実践項目の内容や期間に応じて，取組事業の検証・評価・推進体制の手法に準じて行います。

（５）実施状況

ア　生命（いのち）を守るプロジェクト（継続プロジェクト）

No.	事業内容	実績	今後の取り組み
		令和元年度	令和２年度
１	（継続実施） 新成人へリプロの啓発チラシを作成し配布	プロジェクト・チームにてチラシを作成，推進室にて配布	継続実施
２	（継続実施） 市内ドラッグストア・市役所庁舎（本庁・ｆプラザ・総合支所）へリプロの啓発ポスターを作成し掲示依頼	プロジェクト・チームにてポスターを作成，推進室にて掲示依頼	継続実施
３	（継続実施） 中学校にてデートＤＶ学習会を実施	中学校に講師を派遣し学習会を開催，事後アンケートを実施	継続実施
４	（継続実施） 産婦人科医によるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ学習会	市内企業の管理職・人事担当，市職員管理職等を対象に学習会を開催	継続実施
５	（新規） 小学生に対するリプロへのアプローチ	未実施	要検討

イ　宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）

No.	事業内容	実績	今後の取り組み
		令和元年度	令和２年度
１	（新規） 庁内推進委員会ワーク・ライフ・バランス推進に関する意見交換会	ワーク・ライフ・バランス推進のためのより良い職場環境づくりについて，庁内推進委員会でワークショップを実施	若手・中堅職員を対象にワーク・ライフ・バランス推進に関する意見交換会を開催

３　アクションプランの進捗状況調査結果

（１）事業推進課別集計表

基本的施策

１．市民及び事業者の理解を深めるための施策
２．学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
３．性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
４．生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
５．就業分野における男女共同参画の推進に関する政策
６．家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
７．男女共同参画の推進に関する調査及び研究

取組事業：７つの基本的施策ごとに目指す方向を明らかにして，具体的な取組事業により施策を進めることとし毎年度事業の実績と課題を把握していきます。
主要事業：主要な事業については，計画期間中のアクションプラン個票を作成し，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

（単位：事業）

事業推進課	基本的施策１		基本的施策２		基本的施策３		基本的施策４		基本的施策５		基本的施策６		基本的施策７		合　計	
	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業
人財育成課	1	1							1	1					2	2
防災安全課	1	1			1										2	1
市政情報課					1										1	
男女共同参画推進室	6	3	2	2	7	2	1	1					5	1	21	9
社会福祉課											1				1	
子育て支援課					4	2	1				7	2			12	4
子ども保育課											3	1			3	1
高齢介護課					2	1					2				4	1
健康推進課			2				4	3							6	3
市民課					1										1	
農林振興課									3	1					3	1
産業商工課									4	2					4	2
観光交流課									1						1	
建築住宅課					1										1	
学校教育課			3	1							1				4	1
生涯学習課			1												1	
中央公民館			1	1											1	1
中央公民館 基幹公民館	1		1	1											2	1
農業委員会	1														1	
合　計	10	5	10	5	17	5	6	4	9	4	14	3	5	1	71	27

※取組事業７９事業のうち８事業，主要事業３１事業のうち４事業は重複事業のため除く。

（２）施策の方向別集計表

ア　配慮した項目の集計表

配慮した項目：事業の企画や実施にあたり男女共同参画の視点で配慮した項目（複数回答可）

１　企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２　男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３　事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４　男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５　一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	配慮した項目				
		1	2	3	4	5
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	1	1	1	1
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う			1	1	2
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する		1	2	1	
	小　計	1	2	4	3	3
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する					1
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2	2	2	2	2
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1	1	2		
	小　計	3	3	4	2	3
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	2	2	3	3	
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う				1	
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1	1	
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る					
	小　計	2	2	4	5	
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	1	1	1	1	
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する		1	2	1	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	1		
	小　計	1	3	4	2	
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う				1	1
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		1	1	1	
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う		1			
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する					1
	小　計		2	1	2	2
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	1		
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る		1			
	３　子育て支援団体への支援を行う					
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る					
	小　計		3	1		
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する					
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る	1	1	1	1	1
	小　計	1	1	1	1	1
合　計		8	16	19	15	9
配慮した項目の割合		12%	24%	28%	22%	14%

イ　達成度の集計表

達成度：令和元年度の実績／令和元年度の目標値（どれか１つを選択）
※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については，再評価をしたもの

Ａ　実施できた（１００％以上）
Ｂ　ある程度実施できた（７０％以上）
Ｃ　ほとんど実施できなかった

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	達成度		
		Ａ	Ｂ	Ｃ
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1		
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	1	1	
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小　計	3	2	
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2		
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1	1	
	小　計	4	1	
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る		3	
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う		1	
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る	1		
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小　計	1	4	
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る		1	
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する		2	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	
	小　計		4	
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		1	
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	1		
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う		1	
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する		1	
	小　計	1	3	
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る		1	
	３　子育て支援団体への支援を行う			
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小　計		3	
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する			
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る	1		
	小　計	1		
合　計		10	17	
達成度の割合		37%	63%	

ウ　進捗状況の集計表

進捗状況：施策の方向に掲げた事業の進捗状況（どれか１つを選択）
※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については，再評価をしたもの

ａ　進んだ
ｂ　現状維持
ｃ　全く進んでいない（後退した）

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	進捗状況		
		ａ	ｂ	ｃ
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1		
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	1	1	
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小　計	3	2	
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2		
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1	1	
	小　計	4	1	
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る		3	
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う		1	
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る		1	
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小　計		5	
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る		1	
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する		2	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	
	小　計		4	
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		1	
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		1	
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う		1	
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する		1	
	小　計		4	
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る	1	1	
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る		1	
	３　子育て支援団体への支援を行う			
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小　計	1	2	
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する			
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る		1	
	小　計		1	
合　計		8	19	
進捗状況の割合		30%	70%	

（３）数値目標達成状況一覧

目標値：アクションプランに掲げる令和元年度目標値または予想値
達成度：令和元年度の実績／令和元年度の目標値

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
１　市民及び事業者の理解を深めるための施策	①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	男女共同参画に関する啓発事業回数	27回	31回	115%	男女共同参画推進室
			男女共同参画に関する啓発事業参加人数	1,750人	2,304人	132%	
			各種啓発用品・資料配布数	3,000枚	3,015枚	101%	
	②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	3	大崎塾参加者数	30人	49人	163%	男女共同参画推進室
			受講者の人材リスト登録者数	5人	0人	0%	
		6	大崎市消防団女性団員数	15人	15人	100%	防災安全課
			女性団員の活動回数	10回	16回	160%	
			ＰＲ活動実施数	5回	5回	100%	
	③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	7	審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	30%	28%	93%	男女共同参画推進室
		10	女性職員の各種研修参加率（市役所一般行政職）	25%	28%	112%	人財育成課
			管理職に占める女性の割合（市役所）	15%	15%	100%	
			管理職に占める女性の割合（市民病院）	15%	32%	213%	
２　学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	11	意識調査を実施した割合（4回以上）	80%	100%	125%	学校教育課
			外部関係者との連携事業の実施割合	40%	100%	250%	
	②学外関係者と連携した学習機会を提供する	14	デートＤＶ予防学習会開催校数（市内中学校）	11校	11校	100%	男女共同参画推進室
			デートＤＶ予防学習会開催校数（市内高等学校）	4校	4校	100%	
		15	デートＤＶ（リプロ）予防学習会開催校	2校	3校	150%	
	③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	18	実施地域	3地域	2地域	66%	中央公民館基幹公民館
			参加人数	108人	61人	56%	
		20	実施回数	2回	4回	200%	中央公民館
			参加人数	60人	131人	218%	
			女性割合	30%	52%	173%	

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
３　性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	22	男女共同参画相談員数	2人	2人	100%	男女共同参画推進室
			研修会への参加回数	10回	8回	80%	
		24	母子・父子自立支援員数（兼婦人相談員）	2人	2人	100%	子育て支援課
			研修会参加回数	5回	12回	240%	
		26	総合相談受付件数（地域包括延べ）		10,376件		高齢介護課
			高齢者虐待の受理会議数		64回		
			個別地域ケア会議件数（地域包括延べ）		16回		
	②ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う	28	関係機関連携回数		461回		子育て支援課
			一時保護件数		3件		
	③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る	33	ネットワーク会議開催数	3回	3回	100%	男女共同参画推進室
４　生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	40	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	2回	1回	50%	男女共同参画推進室
	②女性のライフステージに応じた健康を支援する	42	妊娠11週以下での妊娠届出率	94.2%	93.8%	99.6%	健康推進課
			乳幼児家庭全戸訪問実施率	99.0%	99.4%	100.4%	
		44	乳がん検診受診率	24.5%	22.0%	89.8%	
			子宮頸がん検診受診率	20.0%	19.0%	95.0%	
	③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する	45	地区健康教室・健康増進教室開催数	560回	407回	73%	健康推進課
			地区健康教室・健康増進教室参加人数	13,200人	8,485人	64%	
５　就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う	50	チラシ配布等の回数	2回	4回	200%	産業商工課
			宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	12社	80%	
	②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	52	農産加工クラブ開放講座開催数	3回	3回	100%	農林振興課
			農産加工クラブ開放講座参加人数	90人	97人	108%	
	③創業支援・新産業の創造支援を行う	56	創業支援機関等の支援を受けた創業者数	25件	23件	92%	産業商工課
	④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	57	時間外勤務が1年間に240時間を超える職員	3%以内	10%	29%	人財育成課
			年間の年次有給休暇取得日数	15日	10日	67%	
			男性の育児休業取得率	5%	18%	360%	

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
6　家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	①保育サービスや子育て支援の充実を図る	59	入所待機児童数（4月1日現在）	0人	39人	61%	子ども保育課
			障がい児保育実施保育所数	16箇所	17箇所	106%	
			延長保育実施保育所数	35箇所	35箇所	100%	
		63	放課後児童クラブ登録者数	1,655人	1,567人	95%	子育て支援課
			放課後児童クラブ施設数	31箇所	33箇所	106%	
			放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	240,000人	231,490人	96%	
	②子育てに関する相談体制の充実を図る	67	センターだより発行回数（一口メモ含む）	85回	89回	105%	子育て支援課
			サークル活動利用者数（延べ）	6,500人	3,498人	54%	
7　男女共同参画の推進に関する調査及び研究	②男女共同参画推進基本計画の推進を図る	79	男女共同参画推進プロジェクトによる主な事業実施回数	3回	5回	166%	男女共同参画推進室

（４）取組事業の実施状況

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策	(1)	【主要事業】 各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	アクションプラン個票 26・27ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(2)	若い世代や男性に向けた啓発	おおさき男女共同参画推進ニュース「With」にて，「新しい時代“令和”の男女共同参画」をテーマに若い世代の方々に男女共同参画について執筆いただき，広く情報発信を行った。（8月，12月，3月の3回×300部発行），Webサイトへ掲載。	男女共同参画社会の理念について，若い世代や男性が理解を深めることができるよう，啓発方法など工夫しながら引き続き情報発信していく。	男女共同参画推進室
	(3)	【主要事業】 女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	アクションプラン個票　28・29ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(19)再掲）	女性の視点での心や身体の健康管理や環境を意識した暮らしの工夫等を学ぶ講習会を開催した。地域の女性団体と共催で事業を展開したり，講習内で仲間づくりを意識した進め方を行う等工夫を行った。	受講生のニーズを把握し，仲間づくりを楽しみながら学べる工夫をし，参加者の幅を広げる。	中央公民館 基幹公民館
	(5)	女性団体との連携事業の実施	女性団体主催事業等にてPR活動を行い男女共同参画の周知に努めた。（ピンクリボン運動，新年研修会）市長との懇談会の場を調整し女性団体の事務支援をした。また，随時情報提供（情報誌の送付など）も行った。	女性団体への情報提供や，催事等での合同啓発活動，市長との懇談など継続して支援し，連携した啓発を行う。	男女共同参画推進室
	(6)	【主要事業】 市消防団への女性団員加入促進と育成	アクションプラン個票　30・31ページ参照	―	防災安全課
	(7)	【主要事業】 審議会等委員の女性登用促進	アクションプラン個票　32・33ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員や，研修会・講座の講師として活動を希望する女性を各課へ紹介する体制として，女性人材リストを庁内で公開し，任用への活用について勧めた。女性リーダー養成講座受講修了者に登録勧奨した（登録はなし）。新聞記事掲載により1名新規登録があった。	リスト登録者への登録内容の確認を行い，情報更新を図り，審議会等への登用など積極的な活用に努める。	男女共同参画推進室
	(9)	一日女性農業委員会の開催	農業や地域づくり活動している女性，担い手候補である農業系学校の女子生徒，県農業大学校の女子学生を一日女性農業委員に委嘱し，農業委員会の役割や農地行政などについて理解を深めるとともに，本市農業振興に向けた女性の意見をいただいた。25名一日女性農業委員に委嘱を行い，一日女性農業委員会を2回実施で37名の出席があった。	平成20年度から実施している。内容を分かりやすく，興味を持てるような内容を盛り込むなど，委嘱した委員が全員出席していただけるように内容を精査する。	農業委員会
	(10)	【主要事業】 女性職員のキャリア形成の促進（(58)再掲）	アクションプラン個票　34・35ページ参照	―	人財育成課
（２）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(11)	【主要事業】 人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	アクションプラン個票　36・37ページ参照	―	学校教育課
	(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	市立全小・中学校の児童生徒に各教科や道徳，学校行事等を通して生命と性に関する学習を実施した。	小・中学校の児童生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
	(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	個人の適性や得意分野を生かした人材の活用を図った。協働による取組を行い，互いを認め合い協力して事業を遂行していく姿勢を培った。	個々人の得意分野をより発揮できるよう職務上の分掌(PTAの分担)を割り振っていく。また，チームを組んで互いの良さに気付けるようにしていく。	学校教育課
	(14)	【主要事業】 中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(36)再掲）	アクションプラン個票　38・39ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(15)	【主要事業】 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(41)再掲）	アクションプラン個票　40・41ページ参照	―	男女共同参画推進室

基本的施策	事業番号	事　業　名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（２）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((46)再掲)	中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験事業」や保育園・学童保育や小中学校・高校を対象に食生活改善推進員と連携して食育教室を実施した。三食バランスよく食べることの大切さや，望ましい食習慣にむけて調理指導や情報提供などを実施し啓発を図った。	アンケートからは親への感謝の気持ちや自分を大切にしたい，妊婦さんを手伝ってあげたい等の感想が多く，今後も継続していきたい。	健康推進課
	(17)	学校保健委員会への参加((47)再掲)	要望のあった学校保健委員会へ参加し，子ども・保護者の健康課題を情報共有した。将来の欠食を予防するため，教育委員会や食生活改善推進員などと連携をはかり，母子保健パンフレットの配布やおやこ食育教室などをとおして，学童生徒へ対しても啓発を図った。	学校保健委員会への参加を継続。依頼のある学校へ出向いて情報共有し，健康課題への取り組みをしていく。	健康推進課
	(18)	【主要事業】 通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	アクションプラン個票　42・43ページ参照	－	中央公民館 基幹公民館
	(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施((4)再掲)	((4)再掲)　20ページ参照	－	中央公民館 基幹公民館
	(20)	【主要事業】 地域づくりリーダー養成講座の実施	アクションプラン個票　44・45ページ参照	－	中央公民館
	(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	令和元年度は利用件数が117件，参加延べ人数が2,880人という結果であった。	利用者の大半が地区高齢者の集いであることから，幅広い年齢層に向けた啓発が必要となる。	生涯学習課
（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(22)	【主要事業】 男女共同参画相談体制の充実	アクションプラン個票　46・47ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(23)	フェミニストカウンセリングの実施	男女共同参画相談室「Withおおさき」において，月２回専門カウンセラーによるフェミニストカウンセリングを実施し，年間24日間，22件の相談を受けた。（新規4件，継続18件）	フェミニストカウンセリング体制を維持し，カウンセリング内容の分析により，課題を見出し，適切な支援策の実施につなげる。	男女共同参画推進室
	(24)	【主要事業】 婦人保護相談体制の充実	アクションプラン個票　48・49ページ参照	－	子育て支援課
	(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	古川人権擁護委員協議会男女共同参画委員会メンバーが中心となり令和元年１０月２０日（日）市役所東庁舎１階　市政情報課内相談室において「女性のためのなんでも相談」を開催。２件の相談があった。	当日は古川の秋祭りと同時開催予定であったが，台風の影響で祭りが中止となり単独開催となったため，啓発活動も実施できなかった。次年度も周知や啓発方法に工夫が必要である。	市政情報課
	(26)	【主要事業】 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実((73)再掲)	アクションプラン個票　50・51ページ参照	－	高齢介護課
	(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	男女共同参画相談室「Withおおさき」の常設相談について，広報おおさきの今月のお知らせページへ毎号掲載，専用ウェブサイトの運用，大崎市Webサイトへのリンク，リーフレット・啓発用品（リーフレット，ポケットティッシュ等）を作成し各種事業及びイベント（まつり，成人式等）で配布し周知に努めた。	従来の広報・Webサイト・啓発用品を活用した相談室のPRと合わせ，各相談機関との連携による情報発信に努める。	男女共同参画推進室
	(28)	【主要事業】 DV被害者の安全確保に関する支援	アクションプラン個票　52・53ページ参照	－	子育て支援課
	(29)	一時避難体制の充実	子育て支援課子ども家庭相談担当と連携し，一時保護が必要とされる要支援者に対して，県が管轄するシェルターのほか，市と協定している民間事業者による一時避難場所の確保に努めた。令和元年度協定先利用実績はなかった。	体制確保の継続と協定内容を精査し円滑な活用に備える。	男女共同参画推進室
	(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知((68)再掲)	ひとり親家庭に資格取得のための給付金制度の周知等を行いながら就労支援を行った。高等職業訓練給付金10名，自立訓練給付金4名	さまざまな相談場面において就労支援や制度の周知ををしていく。	子育て支援課

基本的施策	事業番号	事　業　名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	本事業の実施により、配偶者暴力事案及びストーカー事案の加害者が、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、これらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図っている。 支援措置申出件数89件（令和元年12月1日現在）	支援措置申出者の住所の取り扱いについては、全庁にわたって細心の注意が必要であり、機会に応じて制度の趣旨の啓蒙を図る。	市民課
	(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	合併以来、当該抽選優遇措置については継続的に行ってきているもの。	今後も抽選優遇措置については継続.。市営住宅は場所が公にされていることもあり、身を隠すに必ずしも適しているとは言えないが、関係課と連絡を取りつつ緊急性を踏まえた上で相談を行っている。	建築住宅課
	(33)	【主要事業】 庁内の各種相談窓口の連携の強化	アクションプラン個票　54・55ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	相談内容の複雑化や困難事例が多く，庁内外の関係機関と連携しながら対応していくことが不可欠である。	庁内外と関係機関との連携をしながら対応していく。	子育て支援課
	(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待や権利擁護について，地域包括支援センター等と連携しながら速やかに当該高齢者の状況を把握し，迅速な個別対応を行った。	引き続き相談体制の充実を図り，関係機関と連携しながら対応していく。	高齢介護課
	(36)	【主要事業】 中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(14)再掲）	（(14)再掲）　38・39ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	民生・児童委員男女共同参画研修会を古川の2地区で開催し，57名が参加した。地域で活動している市民にとって身近な民生・児童委員にDVの知識を深めてもらい，DVの早期発見，被害者支援に関する連携体制の理解促進に努めた。	計画的に市内巡回研修会を開催し，地域の現状と課題に向けた研修会を実施する。	男女共同参画推進室
	(38)	多様な性のあり方についての理解促進	男女共同参画推進ニュースWith34号にLGBT性の多様性と自分らしく生きることができる社会の形成について掲載し啓発を図った。また，中学生を対象としたデートDV予防学習会プログラムにおいて，性の多様性を取り込み，啓発を図った。	LGBT施策の情勢について情報収集を行い，啓発などをはじめ取り組みを検討する。	男女共同参画推進室
	(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	宮城県警察署から情報提供がある大崎市内で発生した不審者情報等の事案についてメール配信サービスを利用し市民へ周知を行っている。	引き続き情報提供があった際は速やかに周知し，市民の安全・安心の保護に努める。	防災安全課
（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	(40)	【主要事業】 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	アクションプラン個票　56・57ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(41)	【主要事業】 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(15)再掲）	（(15)再掲）　40・41ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(42)	【主要事業】 妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	アクションプラン個票　58・59ページ参照	－	健康推進課
	(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	助産制度活用2名	経済的な困窮者だけでなく，安全に出産することができない妊婦に対し助産制度を活用していく。	子育て支援課
	(44)	【主要事業】 女性のがん検診受診の啓発	アクションプラン個票　60・61ページ参照	－	健康推進課
	(45)	【主要事業】 各種健康教育・健康増進教室の実施	アクションプラン個票　62・63ページ参照	－	健康推進課

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((16)再掲)	((16)再掲) 21ページ参照	―	健康推進課
	(47)	学校保健委員会への参加((17)再掲)	((17)再掲) 21ページ参照	―	健康推進課
	(48)	健康相談事業の実施	公民館や集会所での地区健康教室開催時の健康相談や，面接や電話による個別相談に対応した。個々の相談内容に応じて，受診勧奨や関係機関へつないだり，継続した相談を実施した。	保健推進員をはじめとする地区組織団体と連携し，地区健康教室開催時の健康相談を継続する。また，個々の状況に合わせた形態での個別相談に関しても引き続き実施していく。	健康推進課
（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	セミナーや企業説明会等，企業が機会に周知用のチラシやリーフレットを配布し，ルールや制度の普及・啓発を行った。	周知方法を工夫しながら，継続的に周知活動を行う。	産業商工課
	(50)	【主要事業】 ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	アクションプラン個票 64・65ページ参照	―	産業商工課
	(51)	直売所団体等が行う活動への支援	産直イベントを各種開催し，産直組織の活動支援を行った。	市内産直組織を対象に産直所開催場所等の支援を行っているが，高齢化，後継者不足等から参画団体が伸びず，十分なネットワーク化に至っていない。	観光交流課
	(52)	【主要事業】 農産加工クラブ開放講座への支援	アクションプラン個票 66・67ページ参照	―	農林振興課
	(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	市広報誌に事業を掲載し，補助金募集を行った。(5月・8月・12月の3回) また，市内認定農業者などに国の事業を通知する際，「アグリビジネス創出事業チラシ」を同封し周知も行った。 R1年度の実績は農林業者3戸以上で構成する1団体へ1,014千円の補助金を交付した。	衛生面等の条件を満たす建物や設備面の改修や設置，実施する土地や建物の制限，併せて事業実施者の金銭的な負担もあり，相談から実施までには期間を要し，即実施とは難しい案件もあるが，1つ1つ課題が解決するようにサポートしていく。	農林振興課
	(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	「第3回大崎市青年就農ミーティング」(12月5日)を開催した。(青年就農者24名うち女性農業者4名) 2020農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会に大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会及び大崎市古川農村生活研究グループ員・女性農業委員16名で参加した。 大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が地域社会参画部門で最優秀賞を受賞した。	青年就農ミーティングは市内の青年就農者が互いに学び・考え・情報交換する場となっているので，次年度も引き続き開催する。 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会への参加について，女性農業者へ広く周知を行う。	農林振興課
	(55)	潜在的労働力をIT人材として育成するための支援	市民向けにテレワークなど新しい働き方啓発のセミナーと必要な技術取得のための研修会を実施した。セミナーと研修会あわせて計3回実施し，延べ58人が参加した。また，潜在的労働力の掘り起こしのため，再就職にブランクがある人を対象としたセミナーも実施した。	継続的に潜在的労働力の掘り起こしに努める。	産業商工課
	(56)	【主要事業】 創業支援機関等と連携した起業支援	アクションプラン個票 68・69ページ参照	―	産業商工課
	(57)	【主要事業】 ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	アクションプラン個票 70・71ページ参照	―	人財育成課
	(58)	【主要事業】 女性職員のキャリア形成の促進((10)再掲)	((10)再掲) 34・35ページ参照	―	人財育成課

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	(59)	【主要事業】 多様な保育サービスの提供	アクションプラン個票　72・73ページ参照	－	子ども保育課
	(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	緊急時や一時的に保育が必要となった児童に対し，一時預かり事業の実施や通常の保育時間を延長する延長保育時事業への支援を行った。	一時預かりは，受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。 延長保育は，全ての保育園で引き続き実施して行く。	子ども保育課
	(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	一時預かり事業の支援を行い，9か所（子育て支援総合施設の幼稚園部門を含む）の幼稚園において実施し，16人（延べ123件）の利用があった。	一時預かりは，受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	学校教育課
	(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	一時預かり事業の支援を行い，7か所の幼稚園において実施し，延べ13,182人の利用があった。	一時預かりは，受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	子ども保育課
	(63)	【主要事業】 放課後児童クラブの実施	アクションプラン個票　74・75ページ参照	－	子育て支援課
	(64)	ファミリーサポート事業の実施	依頼会員は増えたが，提供会員は少数の増加で，依頼会員のニーズに応じることができないケースもあった。活動件数は，減少している。	依頼会員増に向けての勧誘。ファミリー・サポート・センター事業のPR。	子育て支援課
	(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談件数513件（虐待32件・養護相談128件・障害相談121件・ぐ犯1件・性格行動7件・不登校9件・育児しつけ3件・その他212件）	相談内容の複雑化と対応困難な事例が多く相談支援体制の強化が必要である	子育て支援課
	(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	代表者会議1回，実務者会議3回，個別支援会議61回，児童虐待防止研修会1回，児童虐待防止に関する講話5回，要保護児童に関する関係機関からの情報提供12回	代表者会議1回，実務者会議3回，個別支援会議随時開催。要保護児童対策地域協議会のネットワーク体制強化に取り組む。	子育て支援課
	(67)	【主要事業】 子育て支援センターでの育児相談や情報提供	アクションプラン個票　76・77ページ参照	－	子育て支援課
	(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(30)再掲）	（(30)再掲）　21ページ参照	－	子育て支援課
	(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	子育て支援サークルのサークルの交流会，研修会をすることで，サークル同士のつながりが見られるようになり，各サークルの中で交流する機会も増えた。	各サークルの人数の減少と活動を休止中のサークルもある。サークルのPRの機会を作り，サークル会員の増加とサークルの運営の充実をめざしていきたい。	子育て支援課
	(70)	学童保育運営団体への支援	１５学童保育運営団体へ補助金を交付することで，留守宅児童の居場所を確保し，家庭の性別による役割の固定化の軽減を図ることができた。	補助金の交付に限らず，同様な成果を得られる効果的な支援方法の検討が必要である。	子育て支援課
	(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	「いきいき百歳体操」をはじめ，高齢者が自発的に集会所等を利用して，介護予防に資する活動ができるよう専門職の派遣等を行い，事業の継続を支援した。	介護予防に関する課題の解決に向けた検討を継続し，多様なサービスの創出に努めていく。	高齢介護課
	(72)	生活支援サービスの充実	介護用品助成券の交付や軽度生活援助，配食サービス等を提供することにより，高齢者の在宅生活の支援，家族の介護不安の解消に努めた。	これからも高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を継続することができるよう支援していく。	高齢介護課
	(73)	【主要事業】 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（(26)再掲）	（(26)再掲）　50・51ページ参照	－	高齢介護課
	(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	支給決定者数 障害福祉サービス　1489・ 障害児通所支援　182 日中一時支援事業　129・ 移動支援事業　34・ 訪問入浴サービス事業　11	障がい児のサービス利用が年々増加している。利用できる事業所が限られているため，利用したくても出来ない状況も考えられる。	社会福祉課

基本的施策	事業番号	事　　業　　名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（７）男女共同参画の推進に関する調査及び研究	(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	国の制度改正の把握に努め，内閣府や各機関，団体等が実施している事業や調査資料などの情報収集と活用に努めた。	女性活躍推進法が令和2年6月1日に改正したことを受け，制度改正に応じた施策展開が図られるよう，関係課との連携に努める。	男女共同参画推進室
	(76)	男女共同参画推進についての研究	庁内推進委員会（6回）と作業部会（6回）を開催し，男女共同参画事業の推進について，調査・検討を行った。	より具体的な事業展開が図れるよう調査・検討を重ねて行くこととする。	男女共同参画推進室
	(77)	第3次男女共同参画推進基本計画の進行管理	第3次基本計画の取り組み事業（79項目）を具体的・効率的に進めるために第3次アクションプランを推進。そのうち主要事業と位置付けた31事業（実数27事業）については，個票を作成し，進捗状況の効率的な進行管理を行った。	目標値の達成に向け，引き続き進行管理を行う。	男女共同参画推進室
	(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	第2次基本計画の取り組み事業（38項目）の検証を行い，平成30年度事業進捗状況調査報告書を作成した。	第3次基本計画においても主要事業の検証作業・進行管理を行う。	男女共同参画推進室
	(79)	【主要事業】 男女共同参画プロジェクトの推進	アクションプラン個票　78・79ページ参照	―	男女共同参画推進室

（5）アクションプラン個票　　【事業番号　6】

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する

事　業　名	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	男女共同参画社会推進のため，各種メディアの活用や啓発用品配布により，広く市民へ情報提供や意識啓発を行う。
事業概要	①各種メディアによる情報発信 広報，ホームページへの掲載，おおさき男女共同参画推進ニュースWithの発行，報道機関等への情報提供，懸垂幕掲示等によりPRを行う。 ②学習会やイベント等の開催 男女共同参画推進をテーマにした出前講座，学習会による意識啓発を行う。 ③啓発用品・資料配布による周知 成人式など市の各種イベント等でリーフレットやポケットティッシュ等を配布し，男女共同参画推進に関する情報を提供する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
②男女共同参画に関する啓発事業 上段：回数 下段：参加人数	30回	27回	31回（115%）	28回		29回		30回		30回	
	2,038人	1,750人	2,304人（132%）	1,800人		1,850人		1,900人		2,000人	
③各種啓発用品・資料配布数	3,048枚	3,000枚	3,015枚（101%）	3,000枚		3,000枚		3,000枚		3,000枚	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	男女共同参画相談室の移転に伴い，新たにリーフレットを作成し関係機関へ配付し周知した。ウエットティッシュ，リーフレット等にて相談室のＰＲ（市内7地域成人式，中学校での学習会，女性団体主催事業等），情報誌With，広報，ウェブサイトを活用し男女共同参画の啓発，相談事業の周知を行った。DV予防啓発講座，リプロ研修会も実施した。	男女共同参画相談室について，若年層を含めた全ての方々へ相談事業の周知を行う。男女共同参画推進に関する取組事業等にて，それぞれの施策に合わせた場面，周知方法で啓発活動を行う。	評価妥当	A	a	実績値が，目標値・前年度実績をともに上回っており評価できる。また，リーフレット等にQRコードを付すなど，広報媒体をさらに活用する試みも見られる。 コロナ禍において，若年層に対しての啓発がますます重要となってきており，手法を工夫しながら，取り組みを進めていただきたい。 なお，目標値については，すでに計画期間最終年の目標値を達成しており，見直しを行うことが妥当と考える。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事　業　名	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	地域や市の施策決定過程への参画（審議会等委員），職場における方針決定過程への参加を進めるため，地域で活躍できる女性コーディネーターの育成を推進する。
事業概要	①講座の実施 　自分も相手も大切にする自己表現を学び，地域や職場等で活躍できる女性コーディネーターを育成するため，女性コーディネーター養成講座「大崎塾」を開催する。 ②講座参加者の活動促進 　参加者には女性人材リスト事業（事業番号8）への登録を促し，市や地域への参画の機会を提供する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①大崎塾参加者数	36人	30人	49人（163%）	30人		30人		30人		30人	
②受講者の人材リスト登録者数	６人	５人	０人（0%）	５人		５人		５人		５人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	３・４・５	B	b	日中働いている方も参加できるよう夜間の開催とし，また第3回目は公開講座としたため，定員を上回る受講となった。県のパートナーシップ事業を活用し共催連携に努めた。 登録を募集したが，受講者からの女性人材リスト事業への登録には至らなかった。	地域社会で活躍する女性コーディネーターを育成するため，内容の充実を図り継続して開催する。女性人材リストへの受講生の登録についても啓発・促進していく。	評価妥当	B	b	大崎塾について，公開講座の実施など，より多くの市民に対して働きかけを行ったことは評価できる。 しかし，実施形態により，参加人数は大きく左右され，目標は達成しているものの，課題は残ると考える。 また，受講効果の向上と持続のために，フォローアップ講座の実施等は検討してはどうか。 人材リスト登録については，過年度の参加者にも声掛けするなど，登録に向けたアプローチに工夫が必要ではないか。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事　業　名	市消防団への女性団員加入促進と育成

総合計画	第2章　安全・安心で 交流が盛んなまちづくり 第5節　機動的な消防・救急体制の充実
各種計画	大崎市消防団整備計画

事業推進課	防災安全課

事業の目的	女性団員が活躍できる場を提供し，広く周知することで消防団全体の充実強化，活性化につなげる。
事業概要	①女性団員が活躍できる場の提供 ・消防団の訓練，演習等へ女性団員の活動を取り入れる。 ・大崎広域消防本部と連携し，防火啓発活動や応急手当普及啓発活動へ女性団員を派遣する。 ②広報誌，ウェブサイトへの掲載，啓発用品配布による周知 ・消防団の訓練，演習，火災予防運動行事や出初式などの活動を広報誌やウェブサイトでＰＲし，消防団活動を広く発信する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①大崎市消防団女性団員数	13人	15人	15人（100%）	17人		19人		21人		24人	
①女性団員の活動回数	7回	10回	16回（160%）	10回		12回		12回		14回	
②ＰＲ活動実施数	4回	5回	5回（100%）	5回		6回		6回		7回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	５	Ａ	a	・各種訓練実施 ・普通救命講習会派遣 ・防火普及啓発活動派遣 ・消防学校教育課程修了 ・全国女性消防団員活性化大会参加 ・全国消防団員意見発表会出場 ・出初式出席	引き続き女性団員の確保に向け，広報，ホームページ等を活用し，勧誘に努める。	評価妥当	Ａ	a	すべての目標値を達成していることは評価できるが，女性団員の割合は0.6%と低い状況である。少子高齢化が進行するなか，地域の安全安心のためには，消防団での女性の活躍は欠かせない。消防団で女性が充分に力を発揮できるよう，取り組みを進めていただきたい。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する

事　業　名	審議会等委員の女性登用促進

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	市が設置する審議会等の委員の男女比率が均等となるよう配慮し，政策・方針決定過程へ，社会の構成員の半数を占める女性の多様な視点を反映する
事業概要	市の審議会等委員の選任について，男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど，積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	28%	30%	28%（93%）	33%		35%		38%		40%	
行政委員会等への女性の登用率（地方自治法第180条の5によるもの）（参考数値）	32%		29%								
市議会委員に占める女性の割合（参考指標）	10%		10%								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	２・３・４	B	b	「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」の文書を各課へ通知し，男女比率の均等な構成について，これまで以上に配慮し，積極的改善措置を講じるようお願いをした。また，審議会委員への女性登用等を目的とした「大崎市女性人材リスト」を公開している。	引き続き各課に働きかける。	評価妥当	B	b	審議員の改選時期にあわせて，個別のアプローチが有効だと考える。 充て職などについては，各種団体のトップだけでなく，団体の中の女性リーダーの登用について提案するなど，引き続き工夫しながら取り組んでいただきたい。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策／（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する／④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事　業　名	女性職員のキャリア形成の促進

事業推進課	人財育成課

総合計画	第１章　市民が主役 協働のまちづくり 第３節　市民の生活を支える行財政改革の推進
各種計画	大崎市特定事業主行動計画

事業の目的	女性職員のキャリア形成を促進することにより，管理職への登用拡大を図る。
事業概要	①キャリア形成支援 女性職員が仕事に取り組むプロセスの中で，身につけていく技術・知識・経験を蓄積させるため，階層別研修をはじめとした各種研修への女性参加を促す。 ②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用 キャリア形成等により，政策，財務，危機管理等のマネジメント能力を有した女性職員を管理職に積極的に登用する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①女性職員の各種研修参加率（市役所一般行政職）	18%	25%	28%（112%）	29%		33%		37%		40%	
（参考：男性職員の各種研修参加率）	25%		30%								
②管理職に占める女性の割合 上段：市役所 下段：市民病院	10%	15%	15%（100%）	15%		15%		15%		15%	
	31%	15%	32%（213%）	15%		15%		15%		15%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3	A	a	①女性職員の各種研修参加率 所属長への声掛けなど研修に参加しやすい環境への配慮を行った。	女性職員の研修への参加について，継続して推進していきたい。	評価妥当	A	a	キャリア形成支援について，技術・知識等の蓄積を目指すもののほかに，ロールモデルを提示することで管理職としての働きがいについて考える場について検討してはどうか。 市民病院の管理職に占める女性の割合は，計画期間最終年度の目標をすでに達成しており，目標値の再設定が妥当であると考える。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（２）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する

事　業　名	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実

事業推進課	学校教育課

総合計画	第３章 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第１節　未来を担う子供たちの教育環境の充実
各種計画	

事業の目的	人格形成期の義務教育段階において，道徳教育の充実を図る。
事業概要	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」，中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値項目を重視し，人と人との関わり方や，個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し，学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。 （人権，生命と性，DV予防，キャリア教育，道徳教育に関することなど）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①意識調査を実施した割合（4回以上）	83%	80%	100%（125%）	85%		90%		95%		100%	
②外部関係者との連携事業の実施割合	31%	40%	100%（250%）	50%		60%		70%		100%	
PTA会長に占める女性の割合（参考指標）	6%		11%								
生徒会長に占める女子の割合（参考指標）	9%		36%								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	A	a	全ての学校において児童生徒の意識調査を実施（年4回以上）し，現状を把握したうえで，より良い人間関係を築くための道徳教育を行った。また，外部講師や外部関係者と連携し，福祉体験授業や職場体験を通して，他者を尊重し思いやる豊かな人間性の醸成に努めた。	引き続き児童生徒の心理的な側面について調査を実施し，現状を把握するとともに道徳教育の充実を図り，人権尊重や男女平等の意識を育てる。	評価妥当	A	a	意識調査の中に生命と性・ＤＶ等について問う部分がないので，是非２～３項目取り入れていただきたい。道徳教育の充実を図る為には学校でのカリキュラムの他，外部講師や外部関係者を起用した学習会の開催を望む。また，オンラインを活用した学習も検討していただきたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　②学外関係者と連携した学習機会を提供する／④DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る

事　業　名	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	男女お互いの人権を尊重する意識を醸成し，良好なコミュニケーションを身につけ，暴力や危険を回避する知識を提供する。
事業概要	中高生を対象とするデートDV予防学習会に講師を派遣し，各学校に開催を働きかける。 ①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートＤＶ防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進 ④生徒アンケートの実施・集計・分析

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
デートDV予防学習会（市内中学校） 上段：開催校数 下段：参加者数	11校	11校	11校（100%）	11校		11校		11校		11校	
	1,127人		1,134人								
デートDV防止講座（市内高等学校） 上段：開催校数 下段：参加者数	3校	4校	4校（100%）	4校		4校		4校		4校	
	558人		901人								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	デートDV予防学習会を市立中学校全11校で実施。希望する中学校では，保護者，地域住民の参加も可能とし，学習会への参加を周知した。講話終了後に相談室の紹介を行い，カード型の相談室のリーフレットを全対象生徒へ配布した。また県主催で，大崎市内４校の高校でもデートDV予防学習会を実施した。	講話内容を改良し，またリプロダクティブヘルス／ライツの内容も取り入れ，継続して実施していく。また男女共同参画プロジェクトの中心事業と位置づけ，プロジェクト全体として事業実施していく。	評価妥当	A	a	人権を尊重する意識を醸成させるには，小学生・中学生・高校生に提供できる一連のツールが必要だと考えている。「一人ひとりが人間として大切にされる社会」の構築には，幼い時から段階的な教育が必要である。なお，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する学習の機会は極めて少ない。そのような機会を作りあげていただきたい。また，コロナ禍の社会もまだまだ続くと思われるので，実施方法についても考慮いただきたい。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②学外関係者と連携した学習機会を提供する／①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事　業　名	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	人権としての「生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のため，次世代を担う子どもたちへ年齢に応じた学習の機会を提供する。
事業概要	関係機関と連携し，小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。 中学生については，デートＤＶ予防学習会（事業番号14）の中で，性・生命の大切さを中心とした内容も取り入れ実施し，小学生については，学習内容，学習機会の提供方法も含め検討していく。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①デートDV（リプロ）予防学習会開催校	０校	２校	３校（150%）	２校		３校		３校		３校	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供するため，中学校に講師を派遣しデートＤＶ予防学習会の中で，性・生命の大切さを中心とした内容で開催した。	希望する中学校へ講師を派遣し，継続して実施していく。小学生については，学習機会の提供方法など，男女共同参画プロジェクトにて検討していく。	評価妥当	A	a	着実に学習機会は提供され，定着に至っていることは評価される。今後は，小学校でも実施されるべく検討していただきたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事　業　名	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施

事業推進課	中央公民館（松山公民館・鹿島台公民館・沼部公民館）

総合計画	第３章　地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節　豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
各種計画	大崎市生涯学習推進計画

事業の目的	小学生を対象とした異年齢での生活体験事業を通じ，身の回りのことを自分たちで協力して行うことで，家事への理解を深め，自主性や協調性を育む。
事業概要	家事への理解を深める事業の推進 地域内に宿泊可能な公共施設のある3地域において，地域の各種団体の協力を得て実施する。 松山地域・・・・「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター 小学4～6年生対象 鹿島台地域・・・「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 小学4～6年生対象 田尻地域・・・・「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館 小学4～6年生対象

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
実施地域	3地域	3地域	2地域（66%）	3地域		3地域		3地域		3地域	
参加人数	91人	108人	61人（56%）	108人		108人		108人		108人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3	B	b	松山体育研修センター（3泊4日） ロマン館（3泊4日） 長期間の共同生活において，自分の身のまわりのことを進んで行おうとする自主性や自立性，また子ども同士が協力して助け合っていこうとする協調性や社会性が育まれている。また，地域の各種団体の協力を得ながら事業を展開しており，地域で子どもを育てるという地域の教育力向上の一助となっている。 ※チャレンジスクールについては，令和元年東日本台風により中止。	公民館では少年教育領域において多様な事業を展開しており，今後も事業のねらいや特徴を活かした事業を継続していきたい。	評価妥当	B	b	学年の垣根を越えての合宿はかなり成果が期待できる。だが，３地域のみの開催となっているので，全地域対象となれる企画もあって良いと考える。 せっかくの良い企画なので，合宿という形にとらわれず参加できる地域・人の拡大を図っていただきたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事　業　名	地域づくりリーダー養成講座の実施

事業推進課	中央公民館

総合計画	第３章　地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節　豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
各種計画	大崎市生涯学習推進計画

事業の目的	話し合いの場づくり，行動のための学習といった事業を行い，地域づくりのリーダーの育成を図る。
事業概要	地域運営に関する手法の研修会の充実 　公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫，公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め，持続可能な地域運営に関する手法を学習する。 　研修内容については各地域の実情を考慮し，研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
実施回数	３回	2回	4回（200%）	2回		2回		2回		2回	
参加人数	８１人	60人	131人（218%）	60人		60人		60人		60人	
女性割合	50%	30%	52%（173%）	30%		30%		30%		30%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3	A	a	地区公民館職員が，公民館事業や地域づくりのための企画等を実績できるよう，各種研修・講話・ワークショップを実施した。	地区公民館が地域の核となるよう，職員に対して学習の場を，継続して設けていく。	評価妥当	A	a	指定管理の公民館職員を対象とした事業である事は理解できるが，せっかくの機会なので，まちづくり協議会会員や一般の方にも参加できる機会を与えてほしい。人材不足解消のためにも，１人でも多くの方に知っていただける工夫も必要と考える。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事　業　名	男女共同参画相談体制の充実

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	男女共同参画相談室の充実を図り，人権侵害相談体制を充実させる
事業概要	①男女共同参画相談室「Withおおさき」の設置 　常設相談室による，電話，面接相談を実施する。 　（月～金　9：00～16：00） ②相談員のスキルアップ 　県・関係団体等主催の研修会への参加で知識や技術，情報を取得し，相談対応力を向上させる。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①男女共同参画相談員数	2人	2人	2人（100%）	2人		2人		2人		2人	
①相談件数※ 上段：総件数 下段：うちDVに関わる件数（参考指標）	228件 83件		151件 22件								
②研修会への参加回数	5回	10回	8回（80%）	10回		10回		10回		10回	

※相談件数にはフェミニストカウンセリング（事業番号23）の件数を含む

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	B	b	5月より相談室が移転したため，新たにリーフレットを作成し関係機関へ送付，市ウェブサイト，広報等にて市民等への周知啓発に努めた。当初は相談員の欠員があったが，5月より2名体制に戻り相談者への利便性を確保した。参加可能な研修会へは積極的に出席し，相談員としてのスキルアップを図った。	各種講座や研修会への参加を引き続き行い，相談員のスキルアップを図る。	評価妥当	B	b	リーフレットの作成やホームページへの掲載だけでは意味がなく，実際に市民に情報が届かなければ利用や認知につながらない。ホームページにある相談窓口として，行政用語をそのまま使った「男女共同参画相談」の表現では，どのような相談ができるのかがわからないし，出前講座についても依頼がない理由を考えるべきだ。QRコードの作成など新しい取り組みをし，確実に市民への情報発信をお願いしたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事　業　名	婦人保護相談体制の充実

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	

事業の目的	さまざまな婦人保護の相談を受け，関係機関と連携しながら相談体制の充実を図る。
事業概要	相談体制の充実 ①さまざまな困難事例に対応できるよう，研修に多く参加し，相談員のスキルアップを図る。 ②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら，支援体制を構築する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
母子・父子自立支援員数（兼婦人相談員）	3人	2人	2人（100%）	2人		2人		2人		2人	
研修会参加回数	10回	5回	12回（240%）	5回		5回		5回		5回	
DVに関わる相談件数（参考指標）	91		128								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	３．４	A	b	専門的な知識習得に努めるため，多くの研修会に参加した。また，相談支援にあたっては，関係機関との連携協議が必須であるため，今後も連携して支援していけるよう各機関の活動内容の情報交換を実施した。	継続して積極的に研修に参加し，職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価訂正	B	b	相談員を2名に減員したことへの対応として，相談窓口の開いている時間を長くしたとのことであったが，その対応が適切かどうか疑問である。また，窓口は平日の昼間に限られ，土日と夜間は警察で対応するとのことだが，相談者の立場からすると警察への電話は抵抗を感じやすく，よほどのことがなければ電話できない。現在の相談体制は，市民が安心できるものになっているとは言えないのではないか。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策／（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る／④高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る

事　業　名	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実

事業推進課	高齢介護課

総合計画	第5章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第3節　安心と生きがいのある高齢福祉の充実
各種計画	大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

事業の目的	高齢者虐待の予防や対応，成年後見の相談等を行い，高齢者の権利擁護を図る。
事業概要	①相談体制の充実 　地域の高齢者の介護のみならず，安心して暮らすための総合相談及び高齢者虐待の予防や対応，成年後見の相談等を行い，高齢者の権利擁護を図る。 ②地域包括支援センターとの連携強化 　多職種連携のネットワークづくりを行うため，地域包括支援センターの相談体制をＰＲするなどの支援を行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値（予想値）	実績（達成度）	目標値（予想値）	実績（達成度）	目標値（予想値）	実績（達成度）	目標値（予想値）	実績（達成度）	目標値（予想値）	実績（達成度）
①総合相談受付件数（地域包括延べ）（参考指標）	10,298件		10,376件								
①高齢者虐待の受理会議数（参考指標）	55回		64回								
②個別地域ケア会議件数（地域包括延べ）（参考数値）	29回		16回								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	A	a	地域包括支援センターの相談体制の充実に向けて，職種ごとの（社会福祉士，主任介護支援専門員）情報交換の場を設け，問題点の共有，解決方法を話し合った。また，市と地域包括支援センターの担当者が高齢者の支援者等（介護サービス事業者や民生委員等）向けに権利擁護の研修会を企画し開催した。	地域包括支援センターの啓発を継続し，さらなる連携強化のため情報共有に努めたい。	評価訂正	B	b	地域包括支援センターが扱うのは相談業務にとどまらず，他にも多くの業務を抱えている。民間が引き受けたがらないケアプラン作成の業務などを請け負う必要もあることから，両立は容易ではないかもしれないが，高齢者やその家族の支援をこれまで以上に充実させてほしい。虐待はその背景に家庭内の問題や職場の労働環境などが複雑に絡んでいる。ギャンブル依存症やアルコール依存症，夫婦間や親子間の共依存などもあり，問題を解決していくためには，高度な専門的知識が必要となる。他の関係諸機関と連携をとるのは当然のことながら，問われるのはその質ではないか。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　②DV被害者等の自立に向けた支援を行う

事　業　名	DV被害者の安全確保に関する支援

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	

事業推進課	子育て支援課

事業の目的	DV被害者の相談を受け，必要時に一時保護施設への入所措置をし安全確保を図る。保護施設と情報連携し自立に向けた支援を行う。
事業概要	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設，警察等）と連携し，加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに，被害者の自立に向けたサポートを行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
関係機関連携回数（参考数値）	816回		461回								
一時保護件数（参考数値）	7件		3件								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4	A	b	一時保護件数3件（警察署の件数も含む）について，一時保護からその後の支援について関係機関と連携を図りながらすすめた。	相談者の状況により，必要な機関へつなぎ支援を行うため，継続して関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価訂正	B	b	被害者の自立に向けたサポートにもっと力を入れてほしい。相談窓口の数や相談件数の問題ではない。必要に応じて医療機関につなげるなど，具体的な問題解決のための多面的な対応を求めたい。加えて，これまでの一時保護等の事案について事例研究が必要ではないか。その支援内容が本当に適切であったかの事後的な検証も，関係諸機関が集まっておこなう必要があるのではないか。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る

事　業　名	庁内の各種相談窓口の連携の強化

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	関係機関と連携し啓発に努め，相談体制を確立し，ＤＶによる被害者への迅速かつ適切な支援を行う。
事業概要	ＤＶ対策庁内ネットワーク会議を開催し，市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し，常に連携できる体制を備える。 （研修会，定例会議）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
ネットワーク会議開催数	2回	3回	3回（100%）	3回		3回		3回		3回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	３・４	Ａ	ｂ	第1回ＤＶ対策庁内ネットワーク会議では，各課の相談体制・業務内容等を共有し情報交換を行った。第2回は県と共催し相談員を対象としたDV予防啓発講座「DV事例検討会」を開催した。第３回は各課の相談状況・実績について情報共有し，実情や課題などを協議し互いの連携を図った。	関係課同士の連携をさらに深めるため，引き続きネットワーク会議を開催し，事案発生時の個別支援会議など，迅速かつスムーズな連携体制づくりを図る。	評価妥当	Ａ	ｂ	庁内ネットワーク会議が真に機能し各課の連携がはかられているならば，現在縦割りで各分野に存在している相談窓口もひとつで済むという考えかたも成り立ちうる。連携体制づくりが形式的になもので終わることのないよう，実質化を強く求めたい。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事　業　名	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のために年齢に応じた学習の機会を提供する
事業概要	①庁内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）について学習会を開催する。 ②関係機関と連携し，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し，啓発を行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	1回	2回	1回（50%）	2回		2回		2回		2回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	B	b	市内企業の管理職・人事担当，市役所管理職等を対象に，リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて，産婦人科医による研修会を実施した。また，「リプロ」のチラシを庁内推進委員会にて作成し，成人式にて配布した。また，「リプロ」の小型ポスターも作成し市内ドラッグストア・市役所庁舎へ掲示依頼した。	リプロの研修会実施や，チラシ等の配布による啓発を継続して行う。	評価妥当	B	b	良い学習会を提供されていると考えるので，男性職員の参加をこれからもっと増やす努力をお願いしたい。学生へのチラシの配布を長期休日前等にするなど，より多くの方の目に止まる工夫をしていただきたい。総合健診時にも展示されることが望まれる。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事　業　名	妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施
事業推進課	健康推進課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市母子保健計画

事業の目的	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と相談を実施し，必要に応じて関係機関と連携し個別の支援を行い，母子の健康の保持増進・健全育成の推進を図る。
事業概要	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座・プレママ料理教室の実施 （妊婦やその夫を対象に教室を開催し，沐浴実習，妊婦体験等を実施） ③妊産婦・新生児訪問指導（乳幼児家庭全戸訪問） ④離乳食教室・育児相談事業（健康相談・健康教育・離乳食の試食） ⑤母親の心の健康支援事業（個別面談・グループカウンセリング・精神科医による スーパーバイズ）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①妊娠11週以下での妊娠届出率	94.0%	94.2%	93.8%（99.6%）	94.5%		94.5%		95.0%		95.0%	
③乳幼児家庭全戸訪問実施率	96.8%	99.0%	99.4%（100.4%）	99.0%		99.5%		99.5%		100.0%	
一般母子相談件数（参考指標）	8,124件		7,723件								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2.3	B	b	保健師や助産師が家庭を訪問し，妊娠，出産，育児に関する相談や保健指導を行い，妊産婦が健全な出産・育児を迎えられるよう訪問指導を実施した。子どもの発育・発達に与える影響を家族で理解し，子供の健康に関する意識を高められるように啓発・個別指導を実施した。	支援が必要な方は複雑な課題を一人で抱えている場合が多く，相談体制や関係機関との連携体制の強化が求められている。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指して相談窓口を設置し，関係機関と連携し支援していく。	評価妥当	B	b	②④⑤の事業内容が見えてこないので評価に苦しむ。参加率向上のための創意工夫がさらに必要と考える。一般母子相談件数の内容も不明なので，評価できるよう実績値を報告願いたい。努力はされていることと思われるが，もう一工夫必要と考える。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事　業　名	女性のがん検診受診の啓発

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市健康増進計画

事業推進課	健康推進課

事業の目的	疾病予防対策を推進し，検診で早期発見治療につなげる。
事業概要	女性特有の疾病の早期発見・早期治療につなげる（乳がん検診・子宮頸がん検診） ・がん検診推進事業において，特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに，無料クーポン券，検診手帳を配布する。 ・受診者を増やすために，申し込みの呼びかけのチラシを作成し，保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声がけを行う。 ・精密検査に該当した人については，精密検査受診を促し，疾病の早期発見・早期治療につなげる。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
乳がん検診受診率	23.4%	24.5%	22.0%（89.8%）	25.5%		27.5%		29.5%		30.0%	
子宮頸がん検診受診率	19.6%	20.0%	19.0%（95.0%）	21.0%		23.0%		24.0%		25.0%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4	B	b	＜R2.3.31現在＞ 1.受診者数 ①乳がん検診5,399人　②子宮頸がん検診9,022人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診262人　②子宮頸がん検診52人 3.精検受診率 ①乳がん検診93.4%　②子宮頸がん検診86.7% 若い世代の対象者が受けやすいように検診会場での託児を実施した。また，1月下旬～2月上旬にかけて，未検者検診を実施し受診機会の増加につなげた。	乳幼児健診や相談，地区健康教室などで検診の重要性について啓発を行う。また，受けやすい体制づくりとして，保健推進員との連携による託児を継続し，若い世代の受診につなげていく。	評価妥当	B	b	無料クーポン券の利用率（受診率）が低迷しているが，とても良い事業なので継続できるよう，工夫していただきたい。受診率の割り出し方法も職場受診は含まないとのことであるので，この算出方法で良いのか疑問である。一考されることを望みたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する

事　業　名	各種健康教育・健康増進教室の実施

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市健康増進計画

事業推進課	健康推進課

事業の目的	健康増進，生活習慣病の予防等に関する正しい知識を普及し「自分の健康は自分で守る」という意識を啓発する。
事業概要	①健康増進教室 一次予防を重視した健康教育を地域毎にシリーズで開催し，７地域で実施 「運動」「食事」「心の健康」「歯の健康」等をテーマとして講話，運動実技，調理実習を実施 ②地区健康教室 ・大崎市や地域の課題を保健推進員と共有し，協働で地域や行政区ごとに，地域の状況に応じた健康教室の実施 ・地区組織や企業等からの依頼に応じた出前講座の実施 ③健康手帳作成事業 自らの健康管理，健診結果の記録や健康保持と適切な医療の確保に役立てるために健康手帳の配布

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①②地区健康教室・健康増進教室 上段：開催数 下段：参加人数	522回	560回	407回 (73%)	570回		580回		590回		600回	
	11,644人	13,200人	8,485人 (64%)	13,500人		14,000人		14,500人		15,000人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	保健推進員や食生活改善推進員等の地区組織団体，公民館との連携により健康教室を実施した。内容としては，地域の実情に合わせて内容を企画し，市民への啓発を行った。また，第2次大崎市健康増進計画に掲げている地域ごとの課題に沿った内容で実施したり，企業や小学校へ出向くことによって，幅広い年齢層に啓発することができた。	重点課題である糖尿病について，関係機関や団体との連携を図り啓発を行う。また，地域の課題に沿った内容での教室も継続し，地域ぐるみでの健康づくりにつながるように取り組んでいく。	評価妥当	B	b	健康手帳も活用されている方はいるものの，その後のフォローは無いということなので，４０歳以上に配布されるのならスマホでダウンロードする方法も一考していただきたい。健康教室はとても良い事業であるが，参加者の減少は否めない。呼び掛けの工夫や内容の工夫を再考していただきたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う

事　業　名	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及

事業推進課	産業商工課

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第５節　安定した就労・雇用の支援
各種計画	大崎市産業振興計画

事業の目的	男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担えるよう啓発活動を実施する。
事業概要	①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 　未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会等の機会に，チラシの配布等による情報提供を実施する。 ②広報，ウェブサイトによる周知 　宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証制度など，ワーク・ライフ・バランスの各種支援制度について，広報誌，ウェブサイト及び市内商工団体の会報等へ掲載し，普及を促進する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①チラシ配布等の回数	2回	2回	4回（200%）	2回		2回		2回		2回	
②宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	15社	12社（80%）	15社		15社		15社		15社	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4・5	B	b	働き方改革に関するセミナー（5月・3月）に加え，地場企業支援事業（ものづくり企業出張説明会にて2回）においても，参加企業等に対してリーフレットを配布するなど，事業者への周知回数を増やすことはできた。一方，宮城県「女性のチカラを活かす企業 」の認証を受けた市内事業者数は目標値に届かなかった。	②宮城県「女性のチカラを活かす企業 」の認証制度についても，①に合わせて周知回数を増やすこととしたい。	評価妥当	B	b	企業の採用活動との関連付けなど，企業にとってのメリットを提示しながらの啓発は効果的であると考える。具体的な取り組みをイメージしやすいよう地元企業の事例を紹介するなど，効果的な手法を検討してはどうか。 また，「女性のチカラを活かす企業」認証制度については，男女共同参画推進室との連携等により，効果的なPRに努めていただきたい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う

事　業　名	農産加工クラブ開放講座への支援

事業推進課	農林振興課

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第６節　魅力ある地域資源の活用と産業の連携
各種計画	大崎市産業振興計画

事業の目的	農産加工技術の普及や農産物を加工することの喜び等を見いだす場を提供する。
事業概要	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や，農産物を加工することの喜びを感じ，伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
農産加工クラブ開放講座 上段：開催数 下段：参加人数	3回	3回	3回（100%）	3回		3回		3回		3回	
	96人	90人	97人（108%）	90人		90人		90人		90人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3・4	A	b	開放講座は定員を超える応募があり，特に女性に限らず男性も参加するなど，男女共に農産加工を通し活動できる場を提供できた。 開放講座を運営している大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が，今年度の宮城県農業・農村活性化女性グループ等表彰にて長年の功績が認められ，地域社会参画部門で最優秀賞を受賞した。	今後も開放講座等を通して男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	A	b	数値目標を達成していることは評価できる。加えて，新たな担い手の育成に向けて，若い世代を巻き込んでいく必要があるのではないか。 異業種交流の機会を設けることで多様な視点の獲得と新たな事業展開の支援を図ってはどうか。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　③創業支援・新産業の創造支援を行う

事　業　名	創業支援機関等と連携した起業支援

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第５節　安定した就労・雇用の支援
各種計画	大崎市産業振興計画

事業推進課	産業商工課

事業の目的	創業を目指す女性への継続した支援を行う。
事業概要	創業支援施設「おおさきコワーキングスペース alata（アラタ）」の設置 おおさきコワーキングスペースの円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら，創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し，起業支援体制を強化する。

【数値目標】

平成３０年度	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
創業支援機関等の支援を受けた創業者数	32件	25件	23件（92%）	25件		25件		25件		25件	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	A	b	市の創業支援連携事業者である，古川商工会議所，大崎商工会，玉造商工会，古川信用組合と連携し，起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を始め，創業セミナー，相談会などを開催し，延べ251人に支援を行った。うち23人が創業に至った。	「食」や「観光」など地域資源をテーマとした特徴ある起業塾を開催し，新たな事業と雇用の場を創出していく。	評価訂正	B	b	女性を対象とした創業支援については，きめ細かく取り組んでおり評価できる。引き続き，ネットワーク支援を含めて継続的に取り組んでいただきたい。事業の目的に鑑みて，数値目標については，女性の創業者についてモニタリングしていく必要があるのではないか。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事　業　名	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり

総合計画	第１章　市民が主役協働のまちづくり 第３節　市民の生活を支える行財政改革の推進
各種計画	大崎市特定事業主行動計画

事業推進課	人財育成課

事業の目的	生き生きと活躍できる職場環境づくりにより，仕事と家庭生活の両立の実現を図る。
事業概要	①時間外勤務の縮減，年次有給休暇の取得推進 職員が健康で能力を発揮でき，家族・友人との充実した時間，自己啓発，地域活動への参加のための時間を確保するため，ノー残業デーの周知徹底と年次有給休暇の取得を促す。 ②男性職員の育児休業，特別休暇の取得促進 出産後の配偶者支援，男性の家事・育児参画を推進するため，休暇制度及び手続方法の周知により育児休業の取得を促す。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員	8%	3%以内	10%（29%）	3%以内		3%以内		3%以内		3%以内	
①年間の年次有給休暇取得日数	10日	15日	10日（67%）	15日		15日		15日		15日	
②男性の育児休業取得率	0%	5%	18%（360%）	5%		5%		5%		5%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	B	b	時間外勤務については，令和元年東日本台風の影響により，平成３０年度の実績から２％増加した。年次有給休暇の取得状況は，変化はなく横ばいの結果となった。育児休業の男性取得については，制度周知の資料を作成したこともあり，令和元年度中の男性の新規育児休業取得可能者１１名のうち，2名が取得した。	管理職のマネジメントによる業務量平準化を進め，時間外勤務の縮減と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。育児休業についても，男性職員取得に係る意識啓発を図る。	評価妥当	B	b	時間外勤務や年次有給休暇取得日数については，災害発生などの要因は理解できるが，引き続き目標達成に向けて取り組んでいただきたい。 取得期間，取得率の向上に向けては，取得者の感想などを職員内で共有するなど，取得の具体的なイメージを持ち，また，長期休業を取得したことで，不安にならない職場環境作りが重要である。
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事　業　名	多様な保育サービスの提供

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

事業推進課	子ども保育課

事業の目的	共働きや就労形態等により保育の必要な児童を保護者が安心して預けられる保育サービスを提供する。
事業概要	①公立保育所・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設での保育 通常保育，障がい児保育，病児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供の実施 ②延長保育事業の実施 保育標準時間（７：００～１８：００），保育短時間（８：００～１６：００）の前後で，７：００～１９：００まで保育時間を延長して児童を保育する事業

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
保育施設数と入所児童数（参考指標）	2,857人		2,889人								
	36箇所		35箇所								
入所待機児童数（4月1日現在）	64人	0人	39人（61%）	0人		0人		0人		0人	
①障がい児保育実施保育所数	17箇所	16箇所	17箇所（106%）	16箇所		16箇所		16箇所		16箇所	
②延長保育実施保育所数	36箇所	35箇所	35箇所（100%）	35箇所		35箇所		35箇所		35箇所	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	通常保育，障がい児保育，病児保育，アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は，認定こども園への移行があり，より多くの利用希望者の受け入れができた。	多様な保育サービスの受け入れ体制を整え充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	待機児童の解消に力を入れ，保育施設の増設や定員増のための取り組みをおこなっていることは評価できるが，病児・病後保育も障害児保育も，十分な数が供給できているとは言い難い。夜間保育も，市民の多様な働き方にもとづく生活時間を想定するならば早急に整備が求められる。保育は子育てのなかでも限られた期間ではあるが，そのサービスを充実させることは，大崎市への生産年齢人口の移住・定住を増大させるためへの鍵となる。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事　業　名	放課後児童クラブの実施

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

事業の目的	児童に適切な遊びを与え，児童の健全な育成を行い，保護者の就労を拡大しつつ，家庭内における性別役割分担や性別による偏りを解消する。
事業概要	放課後に留守家庭となる児童を対象に，適切な遊びと生活の場を提供し，家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
放課後児童クラブ登録者数	1,472人	1,655人	1,567人(95%)	1,655人		1,695人		1,695人		1,695人	
放課後児童クラブ施設数	29箇所	31箇所	33箇所(106%)	31箇所		31箇所		31箇所		31箇所	
放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	237,989人	240,000人	231,490人(96%)	240,000人		245,000人		245,000人		245,000人	

※各数値には，学童保育（事業番号70）による施設数・児童数も含む

【変更事項（変更した場合に記載】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	a	令和元年11月に子育て拠点施設の整備が完了し，わかば放課後児童クラブの定員拡大を実施することで，待機児童を解消し，子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図った。	待機児童が発生している古川第五小の敷地内に放課後児童クラブ（サテライト室）の整備を実施し，子どもを預ける家庭の性別宅割分担の軽減を図る。	評価妥当	B	a	児童クラブで子どもたちが時間を過ごすにあたって，例えば必要のない場面で男女別の集団統制をおこなったり，ステレオタイプのジェンダーを植え付けたりすることのないよう，まずは実態の把握に努めてほしい。定員超過のため利用を控えたり，自由来館せざるをえない子どもたちが出ないようにしてほしい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　②子育てに関する相談体制の充実を図る

事　業　名	子育て支援センターでの育児相談や情報提供

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

事業の目的	核家族化の進行等により，親の子育てに対する身体的・心理的負担が増大しており，育児不安が少しでも解消され安心して子育てが出来るよう，また，子育てを楽しいと感じてもらえるよう支援を行う。
事業概要	①各子育て支援センター（7地域）相談受付 ・電話，面接，訪問による随時対応（月～金，８：３０～１７：００） ・関係機関との連携と情報共有 ・すくすくの日，母子通園事業（子育てわくわくランド） ②子育て親子の交流の場の提供 ・各支援センターだより（地域ごとの活動・予定を掲載）の発行 ・子育て一口メモの提供・掲載（子育てわくわくランド，市ウェブサイト，タウン情報誌等） ・年齢別サークルの実施，サークル活動等への支援

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①育児相談件数（参考指標）	1,797人		1,228人								
②センターだより発行回数（一口メモ含む）	89回	85回	89回(105%)	85回		85回		85回		85回	
②サークル活動利用者数（延べ）	5,338人	6,500人	3,498人(54%)	6,500人		6,500人		6,500人		6,500人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	b	②のサークル活動利用者数の減少の理由としては，地域的に子どもの出生数が減少傾向にあることと，0歳児から保育所へ入所する子どもが多くなってきていることが考えられる。年齢別や合同サークルでは，親子が楽しめる内容を工夫し，参加者にも好評を得ているが，地区サークルの参加者数は年々減少しており，各地区サークルの在り方の見直しが必要と考えている。	参加者数が見込めない地区サークルの回数を減らし，合同サークルの開催を増やし，今の親子のニーズに合った内容を工夫し，母親のリフレッシュできる内容等を取り入れ，参加者の満足度を上げていきたい。	評価妥当	B	b	行政として子育てサークルの活動を活発化させなければならないということが目的化しており，現状に合わない施策を展開しているように見える。市民の自発的な自主サークルの支援にもっと力を入れ，活動を支援するための費用を予算化したり，情報発信の具体的なサポートをおこなうなど，実効性のある施策の展開を望む。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究
施策の方向：　②男女共同参画推進基本計画の推進を図る

事　業　名	男女共同参画プロジェクトの推進

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

事業の目的	男女共同参画の視点から，社会情勢の変化に対応し，関係機関と連携しながら新たな行政需要の解決を図る。
事業概要	プロジェクト・チームを設置し，関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い，事業を実践する。 【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）】 事業番号14「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心に，学校教育課，健康推進課，各小中学校と連携しながら展開をしていく。 【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）】 男女共同参画推進に関する新規事業を，おおむね1～2年の期間で調査・研究から実践までを行い，その後内容を見直しながら取り組んでいく。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
男女共同参画推進プロジェクトによる主な事業実施回数	4回	3回	5回（166%）	4回		4回		5回		5回	
プロジェクト会議の開催回数（参考数値）	2回		6回								

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	【生命を守るプロジェクト】市内事業所管理職等を対象としたリプロ研修会，中高生を対象としたデートDV予防学習会を開催。リプロの普及啓発として，チラシを作成し成人式にて新成人に配布，ポスターを作成し市内ドラッグストア等へ掲示依頼した。【宝をつなぐプロジェクト】庁内推進委員会委員によるワーク・ライフ・バランスに関するワークショップを開催した。	二つのそれぞれのプロジェクトについて，関係課連携のもとでプロジェクトチームにて企画・立案し実践につなげていく。市役所若手・中堅職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関する意見交換会を開催する。	評価訂正	A	b	【生命を守るプロジェクト】PTAや地域の人々を巻き込んだ啓発と理解の促進が必要である。人権啓発のビデオは法務省等で作成したものがインターネット上で無料配信されており気軽に視聴できるので，積極的に活用してはどうか。【宝をつなぐプロジェクト】庁内職員の意識啓発がこのプロジェクトの目的ではなかったはずである。プロジェクトの趣旨をもう一度確認し，事業内容を根本から見直してほしい。
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

4　大崎市男女共同参画推進審議会の意見

写

大崎共審第１２号
令和２年１０月１４日

大崎市長　伊　藤　康　志　様

大崎市男女共同参画推進審議会
会長　菅　原　真　枝

大崎市男女共同参画推進審議会長之印

令和元年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の
事業評価について（答申）

令和２年７月２１日付け大崎ま第３８４号で諮問されたこのことについては，当審議会の意見を付し，別紙のとおり答申します。

大崎市
市民協働推進部まちづくり推進課
-2.10.14
大崎ま第859号
収受

第８期大崎市男女共同参画推進審議会委員名簿

	所　　属　　等	氏　　名	備　　考
1	公　　募	相澤　恵美子	市民代表 （第１号委員）
2	古川地域まちづくり協議会	會田　征子	市民代表 （第１号委員）
3	松山地域まちづくり協議会	齋藤　美智子	市民代表 （第１号委員）
4	三本木地域まちづくり協議会	鈴木　晴美	市民代表 （第１号委員）
5	鹿島台地域まちづくり協議会	鈴木　美惠子	市民代表 （第１号委員）
6	岩出山地域まちづくり協議会	氏家　美津枝	市民代表 （第１号委員）
7	鳴子温泉地域まちづくり協議会	髙橋　一幸	市民代表 （第１号委員）
8	田尻地域まちづくり協議会	伊藤　周太	市民代表 （第１号委員）
9	大崎市立小・中学校校長会 （大崎市立田尻小学校長）	一條　美奈	各種団体代表 （第２号委員）
１０	大崎市工業会 （東北電力株式会社古川電力センター所長代理）	佐々木　英孝	各種団体代表 （第２号委員）
１１	大崎市地域婦人団体連絡協議会 （三本木婦人会長）	加藤　牧子	各種団体代表 （第２号委員）
１２	大崎市ＰＴＡ連合会 （古川北中学校ＰＴＡ会長）	加藤　周彦	各種団体代表 （第２号委員）
１３	東北学院大学教養学部 （地域構想学科教授）	菅原　真枝	学識経験者 （第３号委員）
１４	公　益　財　団　法　人 せんだい男女共同参画財団 （総務企画課長）	渡邊　ひろみ	学識経験者 （第３号委員）
１５	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 （総務企画課長）	遊佐　　丈	学識経験者 （第３号委員）

任期：令和２年４月１日から令和４年３月３１日まで

令和元年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の

実施状況の事業評価について（答申）

令和２年１０月１４日

大崎市男女共同参画推進審議会

１　第３次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプランの事業評価・進捗に係る所見

本審議会は，標記対象事業に対して大崎市男女共同参画庁内推進本部が承認した事業評価及び進捗状況について審議し，以下のような結論に達した。

なお, アクションプランについては, 必要に応じてコメントまたは意見を付すものとした。

（１）結論の概要

事業評価・進捗状況判断につき，それを妥当と判断するもの・・・・・２２事業
事業評価・進捗状況判断につき，それを変更すべきと考えるもの・・・　５事業

（２）今後の施策のあり方について

第３次大崎市男女共同参画推進基本計画の１年目がスタートした。大崎市男女共同参画推進基本条例の基本理念に立ち返り,「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現に向けてより一層の取り組みがなされることを期待している。

男女共同参画推進審議会では，主要事業として位置づけられた 31 事業（実数 27 事業）について，３つの班に分かれて評価・検証を実施した。昨年度と同様，事業担当課とのヒアリングの時間を設け，事業内容の一つひとつについて確認できたことにより，活発な意見交換を行うことができた。各班で議論した結果，どの事業もおおむね順調に進行しているとの判断がなされたが，いくつかの事業については，その事業を実施する本来の目的が見失われていたり，その実施の際に男女共同参画の視点に欠けると判断できるものが見受けられた。

それらの問題点は，審議会として評価訂正と結論づけた事業だけに当てはまるばかりではなく，第３次基本計画の体系の全体に関わる重要な課題である。来年度以降の基本計画の推進にあたり，以下の点に特に留意されたい。

①市民にとってわかりやすい男女共同参画の発信と質的保証

本市の男女共同参画の取り組みが，市民の目からは見えにくいという実状がある。

例えば現在，市のホームページには「相談窓口」として「男女共同参画相談」をはじめいくつかの窓口の一覧が一つのページ内に掲載されている。しかし市民の側からすると，相談しようとする悩みの背景にいくつもの複雑な要因を同時に抱えているかもしれず，果たしてどの相談窓口に悩みを打ち明けてよいのか，その一覧を見ただけでは判断がつかず相談を諦めてしまうようなことも大いに考えられる。

確かに第２次基本計画において，庁内の縦割り業務の改善を図り，各課の連携を図ることによって，市民からの様々な相談にも適切に対処できるよう，庁内ネットワーク会議が確立され一定の機能を果たしてきた。しかしいくら各課で連携がとれていると言っても，その実状を（その存在さえも）市民の多くは知ることができない。また，庁内ネットワークと言ってもそれは各課の情報共有にとどまっている可能性が否定できず，問題の実際の解決に向けてどれほど実効性のある連携が行われているのかをチェックする体制も整えられていない。

さらには，実際に市として対応した相談事案に関して，それぞれどのようなプロセスを経て解決にいたったのか，その方法は適切であったのかどうか等について，一つひとつ検証する作業も必要であろう。大切なのは相談体制の整備そのものではなく，それがいかに機能しているかである。

男女共同参画の推進のために必要な仕掛けづくりが第２次基本計画までの間にある程度整ったのだとすれば，**今回の第３次基本計画の推進において求められるべきは，市民が男女共同参画というテーマを身近なものとして感じられるよう情報発信のあり方を模索するとともに，真に実効性のある事業を推進し，男女共同参画のあり方を質的に向上しようとする視点である。**

②自己目的化した各種事業から一歩踏み込んだ事業の展開

①にも関連することだが，本市が実施している男女共同参画の推進に関わる数多くの事業のなかには，その事業を実施することそれ自体が目的化してしまっているように見受けられるものがある。

例えば行政サービスの一つとして，市民に公共施設を積極的に利用してもらうことが望ましいのは確かではあるが，一定数の利用者数の確保という目標値の達成に向けて実績をあげるために，市民のニーズに必ずしもそぐわない当事者交流の場を毎年同じように提供するような事業を展開していても，利用者数の増大は見込めないであろう。それよりは市民の声に耳を傾けて，その自発的な活動をサポートすることに力を入れることのほうが有用である。

学校教育における男女共同参画に関する学習機会の提供も，ただ形式的に行えばよいというのではなく，いま社会的に問題となっているＳＮＳを介したトラブルや誰もが抱える行き場のないストレス，生きづらさなどのテーマにしっかりと踏み込んだ学習内容を提供していく必要がある。

男女共同参画を推進していくための手段としての事業の推進が，自己目的化してしまってはならない。今，行おうとしている事業が，市民のニーズ，そして社会の実情に合ったものなのか，その内容を精査し，絶えず新しい発想で事業が展開されていくことを強く望む。

③「宝をつなぐプロジェクト」の計画的な実行

第３次基本計画の目玉となっているのが，「宝をつなぐプロジェクト」である。審議会の立場から見ると他の事業はどうしても単年度ごとにしか評価できない側面が大きいのに対し，この「宝をつなぐプロジェクト」は，第３次基本計画が進行する５年間を通じて中期的に実行しうる事業であり，審議会としてはその事業の展開に大いに期待するものである。

大崎市には多くの「宝」が存在している。**自然環境，人，モノ，ネットワークといった豊かな地域資源を掘り起こし，活用することによって，大崎市が抱える固有の課題の解決に向けて動き出していただきたい。**このようにして「宝」を掘り起こすことは，大崎市男女共同参画基本条例にあるとおり，まさに「豊饒の大地が育んだ先人の優れた英知を結実させ，すべての人が，その性別にかかわりなく一人の人間として大切にされ，一人ひとりが個性豊かに生きることができる，そのような大崎市を築く」ことへと結実する。

ぜひとも行政と市民が一体となって取り組み，対外的にも大きく注目されるようなプロジェクトとして実現してもらいたい。

2015 年に国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）において，その目標の５番目に「ジェンダー平等」が掲げられている。人権の尊重を基本理念とする本市の基本条例は,「ジェンダー平等」に配慮しながらも，そのことにとどまらず，より広範囲にわたって人々のよりよい社会を実現することを目標とするものである。

男女共同参画推進の取り組みの可能性はすべての人々の生活の根幹に関わるものであることを，最後にあらためて付言しておきたい。

２ 基本的施策に係る総合所見

基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策

【市民・事業者各層への効果的な働きかけ】

新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響が続くなか，ＤＶや１０代の望まない妊娠の増加などが聞かれ,男女共同参画･人権尊重の意識の醸成はますます重要となってきている。対象にあわせて手法を工夫しながら，確実に取り組みを進めていただきたい。

また，男女共同参画社会の実現に向けて，あらゆる場で女性が政策・決定の場への参画に向けた取り組みとして，大崎塾を継続的に実施していることは評価できる。しかしながら，受講の効果はゆっくりと現れると考えられ，フォローアップ講座や受講者ネットワーク支援など，受講後の継続的な働きかけが人材リストへの登録や審議会等委員の女性登用率の向上にもつながるのではないか。

女性職員のキャリア形成には，技術・知識の蓄積も重要な要素だが，ロールモデルの提示など管理職としての働き方ややりがいをイメージできるような取り組みも有効ではないか。女性職員の活躍により，大崎市全体の女性活躍を牽引することを期待する。

基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

【着実な施策の推進に向けた連携強化】

「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の構築が大崎市男女共同参画推進基本条例の理念である。そして，これからの男女共同参画社会の担い手である児童生徒の育成は非常に重要なことだと考えられる。そのためには，児童生徒自身が命を大切にすること，自分同様他の人の命も大切にすること，自分も含め相手の心も身体も傷つけないことを学ぶ必要がある。それは学校教育のカリキュラムのなかだけでなく，外部講師や関係者による学習会など繰り返し学ぶことで身につくものであると考える。

近年，家庭教育力の低下やひとり親家庭が増加しているなかで，学校・家庭・地域の連携が必要であり，お互いに補完しあえる関係づくりが大切であると考えられる。

近い将来，学童生徒が学習できるツールの開発なども庁内関係者と連携して行えれば良いと考えられる。

通学合宿については，施設の関係上３地域のみの実施となっているが，男女共同参画についての気づきに繋がるので，合宿という形にとらわれず地域を拡大していただきたい。

基本的施策③ 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

【質の高い相談受け入れ体制を持続するための仕組みづくり】

性別による人権侵害にかかわる相談体制は，その扱う内容に応じて複数の窓口が開設されているが，市のホームページの記載はわかりにくいものになっているのが現状である。いくら庁内で各課の連携がとれているといっても，それは市民には見えない。抱える悩みをどの窓口に電話してよいのか迷ってしまい相談を思いとどまってしまうケースも考えられる。相談内容や問題解決にいたった具体例をわかりやすく掲載するなどの工夫が必要である。

また，重要なのは相談体制の充実だけでなく，実際にいかに問題を解決し，当事者の自立につながったかである。過去の事例の振り返りも含めた事例検討により，新しい相談に対する支援の充実につなげてもらいたい。

基本的施策④ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

【各年代に適したリプロに関する啓発機会の提供】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては，「生命を守るプロジェクト」として継続実施されている。男女がお互いに正確な知識を得て，対等なパートナーシップを育むためには必要なことであると考える。

周知させるための学習機会提供，チラシの配布などはなされているが，今まで以上に効果的な取り組みが望まれる。提供する年代についても成人だけでなく，小中学生まで拡げる必要があると考えられる。今後デートＤＶ予防学習会のなかにリプロの内容を取り入れる計画もあるようなので，期待したい。

基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

【女性創業者への支援の取組みとワーク・ライフ・バランスの推進】

就業分野における男女共同参画推進の取り組みは一人ひとりが生き生きと働き，暮らす地域づくりにつながる。そのためには，労働者一人ひとりの意識の醸成はもとより，経営層の意識改革が欠かせない。ワーク・ライフ・バランス推進のメリットとあわせて具体的な取り組みのイメージを提示するなど，踏み込んだ取り組みに期待する。

「働く」の多様な形態としての起業・創業について，きめ細かい支援は評価できる。起業後の事業継続に向けては，女性創業者が少ないことにも起因した課題や悩みがあると考えられ，ネットワーク支援を含めて，継続的な支援が必要であると考える。

また，男性の育児休業については，市職員が率先して取得することで，大崎市全体の気運の醸成につなげていただきたい。

基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

【福祉サービスの検証と新しい視点に基づく事業の展開】

子育てや障害，介護分野の福祉サービスは，行政として計画的に運営・管理することはもちろんのことながら，それが市民のニーズにあったものかどうかを常に検証し，事業内容を柔軟に切り替えていくことも必要である。

男女共同参画を推進するためには，公平・公正なサービスの提供だけではなく，現状を変えていけるような発想の転換と新しい視点に基づく事業の展開が必要である。

基本的施策⑦ 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

【基本理念としての「一人ひとりが大切にされる」社会づくり】

庁内プロジェクトーチームには本市の男女共同参画基本条例の前文をあらためて強く認識していただき，その理念を忘れないで事業に取り組んでほしい。

生命を守るプロジェクトについては，第２次基本計画からの継続であり，未実施であった小学生を対象とする学習会，特にリプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発についての取り組みに強く期待する。

宝をつなぐプロジェクトについては，その趣旨をもう一度確認し，事業内容を根本から見直すとともに，中長期的な視点から地域で活躍できるような人材の育成とそのネットワークづくりにむけて計画的に事業を進めていただきたい。